

総務企画委員会記録
<第2号>

平成29年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成29年12月13日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成29年12月13日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時27分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第5号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第16号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 8 乙第28号議案 当せん金付証票の発売について
- 9 乙第31号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 10 乙第32号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 11 陳情平成28年第37号、同第40号、同第48号、同第55号、同第67号、同第89号、同第155号、同第158号、同第166号、陳情第10号、第20号、第32号、第33号、第45号、第46号、第54号、第70号、第74号から第77号まで、第88号、第93号、第94号、第106号及び第135号

- 12 不発弾等対策について（沖縄県及び全国の不発弾処理及び対策の現状について）
- 13 閉会中継続審査・調査について
- 14 視察調査日程について

出席委員

委員 長	渡久地	修	君
副委員 長	新垣	光	栄
委員	花城	大	輔
委員	又吉	清	義
委員	中川	京	貴
委員	仲田	弘	毅
委員	宮城	一	郎
委員	当山	勝	利
委員	仲宗根		悟
委員	玉城		満
委員	比嘉	瑞	己
委員	上原		章
委員	當間	盛	夫

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室秘書防災統括監	大城 壮彦 君
知事公室防災危機管理課長	上原 孝夫 君
知事公室防災危機管理課班長	澤 岷 昌行 君

総務部長	金城武君
総務統括監	嘉手納裕君
人事課長	真鳥洋企君
行政管理課長	茂太強君
財政課長	宮城嗣吉君
税務課長	千早清一君
企画部長	川満誠一君
地域・離島課長	中野秀樹君
子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課班長	大城清剛君
子ども生活福祉部 子育て支援課班長	仲里直也君
農林水産部営農支援課班長	長嶺和弥君
農林水産部糖業農産課班長	大嶺保和君
商工労働部中小企業支援課班長	富永誠君
商工労働部企業立地推進課長	平田正志君
商工労働部情報産業振興課班長	宮城宏幸君
文化観光スポーツ部観光政策課班長	仲里和之君
土木建築部港湾課港湾開発監	金城盛康君
土木建築部都市計画・モノレール課 都市モノレール室長	謝花勉君
会計管理者	大城玲子さん
物品管理課長	照屋政秀君
病院事業局県立病院課長	真栄城守君
教育庁学校人事課班長	與儀秀行君
警察本部警務部長	中島寛君
警察本部交通部長	梶原芳也君
警察本部警備部長	高塚洋志君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第16号議案、乙第28号議案、乙第31号議案及び乙第32号議案の10件、陳情平成28年第37号外25件、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策について、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長、企画部長、会計管理者、警察本部警務部長及び同警備部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案につきまして、お配りしました平成29年度一般会計補正予算（第4号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を含む国庫補助事業のほか、その他当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する事業について、必要な予算を措置するものであります。

1ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ28億5793万5000円で、補正後の改予算額は7438億3584万2000円となります。

歳入と歳出の主な内容につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページをごらんください。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

国庫支出金の5億8619万円は、内訳にありますとおり私立学校等教育振興費や医療施設等施設整備費などの国庫補助金となっております。

寄附金の1000万円は、観光事業者からの寄附金であります。

繰越金の12億562万円は、平成28年度決算剰余金の一部を補正予算の財源として活用するものであります。

4ページをごらんください。

諸収入の10億3262万5000円は、金融機関への貸付金に係る元金収入や雑入に係るものであります。

県債の2350万円は、公共事業や特別支援学校施設整備などに係るものであります。

以上、歳入合計は下の合計欄のとおり28億5793万5000円となっております。

5ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。

一番上の県議会事務局の事務局運営費320万円は、議会の運営に要する経費

であります。

その下の総務部の私立学校等教育振興費 3 億 537 万 6000 円は、全ての意志ある高校生等が安心して教育が受けられるよう経済的な負担の軽減に要する経費であります。

6 ページをごらんください。

上から 4 番目の保健医療部の医務行政費 1 億 6259 万 8000 円は、病院・有床診療所等が行うスプリンクラー等の整備の補助に要する経費であります。

その下の県立病院繰出金 4 億 5881 万 3000 円及び県立病院貸付金 6 億 6645 万 2000 円は、病院事業会計に対する繰り出し及び貸し付けに要する経費であります。

7 ページをごらんください。

上から 2 番目の農林水産部の含蜜糖振興対策事業費マイナス 5 億 8959 万 5000 円は、含蜜糖製造コストの補填及び製糖工場の整備補助に要する経費であり、事業計画の変更による施設整備の出来高見込みの減少による減額補正であります。

下から 3 番目の商工労働部の貿易対策費 9 億 5581 万 8000 円は、那覇空港における航空機整備事業用格納庫の整備に要する経費であります。

その下の中小企業金融対策費 10 億円は、中小企業の資金需要に対応するため金融機関への貸し付けに要する経費であります。

8 ページをごらんください。

一番上の情報産業振興費 3 億 40 万円は、I T 関連企業の集積拠点化を目指している沖縄 I T 津梁パークにおけるインフラ整備に要する経費であります。

上から 3 番目の土木建築部の港湾改修費 1 億 500 万円は、本部港における大型クルーズ船の寄港に対応可能な岸壁の整備等に要する経費であります。

9 ページをごらんください。

上から 2 番目の公安委員会の運営費 5020 万円は、警察行政の運営に要する経費であります。

以上、歳出合計は下の合計欄のとおり 28 億 5793 万 5000 円となっております。

10 ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正であります。

予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保し契約を早期に締結するため、港湾改修費など 30 事業で合計 73 億 2250 万 1000 円を計上するものであります。

11 ページをお願いします。

11 ページは、9 月議会で繰越明許費の補正を行った事業について、新たに繰

り越しを必要とする箇所が生じたため、それぞれ所要の変更を行うものであります。

12ページをお願いします。

債務負担行為に関する補正であります。

上から3番目の沖縄県平和創造の森公園指定管理料は、平成30年3月末で指定管理期間が到来することから、引き続き、平成30年4月以降も指定管理者制度により施設の管理を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

なお、指定管理に係る債務負担行為については、沖縄県平和創造の森公園を含め全部で11施設あります。

13ページをお願いします。

13ページは、当初予算で設定した債務負担行為について変更が必要となる事由が生じたため、それぞれ所要の変更を行うものであります。

14ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。

当初予算で設定した地方債について変更が必要となる事由が生じたため、それぞれ所要の変更を行うものであります。

以上が、甲第1号議案平成29年度一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 説明資料の8ページからもう少し踏み込んで説明をお願いしたいと思います。

8ページの港湾改修費が今回の補正で1億500万円上がっていますが、大型

クルーズ船の寄港に対応可能な岸壁の整備等に要する経費ということで、これはお互い観光立県を目指していて非常にいいことだと思います。その中でこれが接岸できるようにということだと思いますが、これは岸壁だけの整備なのでしょうか。

○金城盛康港湾課港湾開発監 本部港につきましては、ことし国際旅客船拠点形成港湾に指定されておりまして、20万トン級の大型クルーズ船が接岸可能な岸壁の整備に取り組んでいるところでございます。今回の補正につきましては、本部港において平成32年度に供用を予定しております大型船対応岸壁などの事業進捗を図るため、既設岸壁の改良及び防波堤の整備等に要する経費を増額補正するものでございます。

○又吉清義委員 それも非常にいいことで、観光立県のために寄港ができるようにやるべきだということは、私は大事なことだと思います。そこでぜひ皆さんにあと一步踏み込んで同じ補正を組むならやっていただきたいかったのが、例えば、この岸壁に大型船が寄港しますよね。そうしたらそこから待合室までおりに行って手続をします。そして、雨降り、日差しの強い日にこれを野ざらしにしていくということは、国際観光立県としては物すごくおこなっていると思います。その辺等について、接岸をした場合に接岸したところからお客さんが待合室に行くまでの間のルート、例えば、日よけ、雨よけのルートもあるのかなと思います。今のところあるかないか伺います。

○金城盛康港湾課港湾開発監 今回の補正につきましては、そういう屋根つきの歩道に要する経費は含まれておりませんが、ターミナルビルにつきましては、平成32年度の供用に合わせてクルーズ船社が整備をすることになっておりまして、現在、規模や位置等について検討しておりますので、その辺の検討が終わり次第一やはり、委員がおっしゃったとおり、雨よけのための屋根つきの通路とかは必要だと考えておりますので、船社との調整が終わり次第、検討したいと考えております。

○又吉清義委員 ぜひ、検討ではなく実現してもらいたい。そうしないとせっかく来たお客さんが船をおりたら、アメフイネーチャーヌリティヤー、また暑い日に来たら、アチサヌヤーと言って大変なことになります。これはあつてしかるべきだと思いますので、検討ではなく、ぜひ実現するというご願ひできませんか。

○金城盛康港湾課港湾開発監 そのように取り組んでいきたいと思っております。

○又吉清義委員 ぜひ、観光立県を目指す、国際都市を目指しますので、ありがとうございます。

次に、打ち合わせはしていませんが、10ページをあけていただけますか。もしわかるようでしたら、この繰越明許費補正の中でこれは適当かと非常に疑問に思うものがありますが、農林水産業費の農業費で2億6200万円余り特殊病害虫特別防除事業というものがあります。これを繰り越すということは非常に理解できないのですが、これを繰り越した理由は何でしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 所管課ではないので、概要でお答えしたいと思います。

病害虫防除技術センターと八重山にウリミバエ不妊虫放飼センターという不妊虫の施設がありますが、大規模改修の必要が生じております。その施設改修の設計業務について入札不調となり、計画変更を余儀なくされたということでの繰り越しということで聞いております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から所管課の到着後、改めて質疑・答弁を行うよう指示があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 次に12ページ、債務負担行為補正がありますが、この中でちょっと理解できないものがありまして、例えば指定管理料について。指定管理料が平成30年度から平成34年度までの指定管理料と、平成30年度から平成32年度までの指定管理料で5年間と3年間の2種類に分かれています。これは当初5年間にするというので、私が1期目のときに県はそういう方針を持っているということで説明を受けたのですが、なぜこのように二通りの案があるのか。ちょっと理解できないのですが、その点について御説明をお願いします。

○金城武総務部長 県として指定管理の運用方針というものを定めております

が、指定期間は一応原則5年以内として施設の状況を踏まえて施設ごとに設定することとしております。この指定期間の基準として業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設の場合は5年、施設の維持管理といいますか、維持管理が主たる業務となる場合の施設については3年ということで運用方針で定めているところでございます。

○又吉清義委員 その辺もいまいち説明が弱いかと思えます。同じ公園管理で一公園管理が全てそうだったら理解できますが、皆さんのものは違います。公園管理で5年もあります。ですから、同じ公園管理で5年がある中で、今の説明は不十分だと思います。

○金城武総務部長 先ほど申し上げたのは、基本的な、原則的な基準でございます。この基準によりがたい特別な事情が認められる施設については、基準にかかわらずそれぞれ考慮して適切な期間を設定することにしておりまして、今回、奥武山運動公園、中城公園が3年という形になっております。維持管理が主業務となる施設の指定管理は3年と定められておりますが、奥武山運動公園につきましては、平成29年8月にJリーグ規格のスタジアム整備の基本方針が策定されておりまして、将来的に管理のあり方の見直し等も見込まれるということで指定管理期間を3年としております。中城公園も今後の供用面積の増加に伴い、人件費や清掃、警備等の委託費の増が見込まれるということもございまして、今期は3年とする期間を定めているというところでございます。

○又吉清義委員 何がどうのこうのではありませんが、ちなみに泡瀬の沖縄県が管理する沖縄県総合運動公園は5年ではなかったですか。3年ですか。

○茂太強行政管理課長 5年になっております。

○又吉清義委員 そうしたら総務部長の今の答弁はおかしいです。合わないです。疑問を感じませんか。

○金城武総務部長 先ほど申し上げたような一原則は原則として掲げておりますが、やはりそういう原則の基準によりがたい場合にはまた別の期間も柔軟に設定しているというところがございます。先ほど申し上げたように、奥武山運動公園につきましては、将来的な管理の見直しの可能性もあるということで長期的な5年間よりは3年間で設定をしていると。それぞれの状況に応じて期

間の設定はやっているところでございます。

○又吉清義委員 とにかく私が言いたいのは一確かに、2年、3年ではちょっと短過ぎないかと。今、このように改築するからこそ、過去を知り、歴史を知り、これから新しいものに向かってどうあると知っている人でないと能率的なことはできないかと思えます。だからこそ、むしろ3年よりは本来5年が好ましかったのではないかということをおえて言いたいのです。例えば、スポーツをしている私たちからすると、運動公園の指定管理の方がかわるたびに規制が変わるのです。信頼関係ができるまでは職員も不安でいろいろな制約がきます。そういったこと、また利用者の方も勘案した場合には、やはり5年が本来の姿かと思えますので、奥武山運動公園にしろ改築する場合のいきさつ、そして開設して事業化した場合こうなるということを知っているところのほうが、スパンとしては能率的な活用ができるかと思っているの、あえてそういう厳しいことを言っております。ぜひ、その辺は次回からでも検討してもらえませんか。泡瀬の沖縄県総合運動公園は5年間です。そこもJリーグに向けてやってきましたと。ですから、奥武山運動公園もそうであるのなら、やはりそういったことが本来の姿ではないかと思うので、あえてそのように提言しておきますので、また皆さんでいろいろな角度から検討してほしいということをおえてお願いいたします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から又吉委員に対して保留していた質疑を改めて行うよう指示があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほど申しあげました10ページの繰越明許費補正予算についてですが、農林水産業費の農業費2億6255万9000円、特殊病虫害特別防除事業が繰り越しになるということが理解できないのですが、繰り越しになった理由を説明していただけますか。

○長嶺和弥営農支援課班長 今回、繰り越しを上げています特殊病虫害特別防除事業と申しますのは、ウリミバエとか、ミカンコミバエとか、イモゾウムシ

等の特殊病虫害の防除に係る事業をしております。今回繰り越しを上げている内容としましては、病虫害防除技術センターのウリミバエの不妊化や増殖を行っている施設の空調等の改修工事、あと八重山でウリミバエ不妊虫を放飼するためのセンターを設けていますが、こちらのコンテナ等の改築工事に係る費用を繰り越しとして上げています。その理由としましては、設計関係の入札が不調となったので、適正な工期を確保するため繰り越しということで上げさせていただいています。

○又吉清義委員 ということは、これを繰り越すことにより、この事業はストップするのか、そのまま継続してやる中で取り組む事業そのものに一例えばダウンするのか、この点についてはどうなっていますか。

○長嶺和弥営農支援課班長 今回の工事につきましては、通常の業務を継続しながらその中の合間、合間といいますか、そういうことで工事をしますので、通常の防除がこの辺で滞るということはございません。

○又吉清義委員 せめて滞りなくやっていたかかないと、農家は被害を受けていると。被害を受けている中で皆さんがそういったものを繰り越すということ自体、農家は被害に遭ったままほったらかされたのではたまったものではありませんので、一日も早く解決できるように—これは緊急課題だと思います。繰り越してはいけないものだと思います。なぜなら、実際に被害に遭っている農家がいるので、そういった意味でもう少しその辺は、知事ともお会いして、いかに早くできるか、こういうものほど、皆さんは大変かと思いますが、スピーディーに片づけるものだと思いますので、ぜひこれは一日も早くできるように取り組んでいただけませんか。

○長嶺和弥営農支援課班長 ここは農家の方に迷惑をかけることがないように注意して進めていきたいと思えます。

○又吉清義委員 最後に、補正予算説明書の大きいものがありますよね。この48ページ、病院事業会計のキャッシュフロー計算書について説明をお願いしたいと思います。48ページの小計の上の2番目、未収金の増減額ということで未収金が6億7847万9000円になっておりますよね。病院事業会計のキャッシュフローです。この三角は増加ということは、未収金がふえたことを意味すると思えますが、この未収金についてまずふえたのかということからお伺いします。

○真栄城守県立病院課長 このキャッシュフロー計算書と申しますのは、平成26年度の会計基準変更でもって新しく導入された様式でございます、年間を通して現金、いわゆるキャッシュの増減を示しているものになっております。ここにあります未収金の増減額については、御指摘のとおり三角がついている6億7847万9000円については、この間、未収金の増額があったというものでございます。

○又吉清義委員 それはよくわかりますが、例えばそこまでいく場合に病院事業会計の未収金はふやすべきではないと思います。その中で別の角度からお伺いいたしますが、この未収金というのは沖縄県民の方々、例えば観光で来る方々、外国人で来る方々など、新聞にも救急医療で結構踏み倒しが多いという記事が載っていましたが、その割合はどのようになっているかということからまずお伺いします。

○真栄城守県立病院課長 まず、全体の一これはもちろん観光客や外国人も含めた全体の未収金の発生割合ですが、平成28年度につきましては件数ベースで0.67%となっております。観光客だけのデータは持ち合わせておりませんが、外国人観光客についてお答えしたいと思います。平成28年度の外国人観光客の未収金は6件発生しておりまして、件数ベースでは外国人観光客の受診者の中の1.1%が未収金の件数としては上がっております。

○又吉清義委員 今、数字については急にはできないかと思いますが、ぜひ数字で一今、0.67%というのは小さい数字なのですよね。また1.1%という小さい数字です。これが過去、例えばせめて3年前、できたら5年前からどういう傾向か金額で出してもらいたいと。額にして幾らだと。何%と言ったって、これは小さいからということですが、トータルでやった場合の感覚は皆さんとお互いずれがありますので、金額で幾らですと。その辺等をぜひ数字で出していきたいということと、2点目はどこの病院で主に発生しているのか、ベスト5だけでよろしいです。そういうものを資料としてお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○真栄城守県立病院課長 今の数字につきましては、取りまとめたものを提出いたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 説明資料の6ページ、子ども生活福祉部についてお聞きしたいと思います。

保育対策事業費が2743万円の減額になっていますが、これは年休代替保育士を確保するための事業だと理解しています。当初は何人確保する予定で、実際、何人不足してしまったのか、その点からお聞かせください。

○仲里直也子育て支援課班長 当初、年休取得代替保育士の保育現場に事業要望を取りまとめたところ、70施設を予定しておりました。保育士確保が困難になりつつある状況の中で、年休取得代替保育士が確保できない保育所が多くなり今回の執行残になっていますが、現在交付決定している施設数が41施設となっています。

○比嘉瑞己委員 70施設を要望して、41施設が足りていないと。

○仲里直也子育て支援課班長 当初、70施設から要望がありまして、実際に交付決定を行った施設数が41施設であります。

○比嘉瑞己委員 29施設では保育士の確保ができなかったということになるとと思いますが、この確保をするのは園側が確保するのですか。それとも県がいろいろなところから確保していくのか、仕組みはどうなっていますか。

○仲里直也子育て支援課班長 これは園で確保することになっています。

○比嘉瑞己委員 今、保育士不足が問題になっている中でこの事業自体は喜ばれていると思います。ですが、確保できない現実があるわけで、これは次年度以降ももちろん取り組むと思いますが、この課題を皆さんはどう捉えて、その対策は県としてどういったことができるのですか。

○仲里直也子育て支援課班長 今も保育士の確保というのは県の喫緊の課題として認識しております。その中で保育士確保の関連施策を着実に実施して保育士の登録件数をふやし、保育士の就職及び離職防止、処遇改善等を図って保育士の確保に努めることで本事業の活用を促進したいと考えております。

○比嘉瑞己委員 今回のことは基本だと思いますが、もっと現実に合った具体的な対策が県としても必要だと思います。そもそも保育士の皆さんの年休の取得状況は今わかりますか。

○仲里直也子育て支援課班長 平成26年度の保育所の指導監査の状況によると、保育士の年休取得状況は、正規雇用で9.9日、非正規雇用で7.8日、平均で8.7日となっております。

○比嘉瑞己委員 これは実際、何日取得できて、そういった実績になるのでしょうか。

○仲里直也子育て支援課班長 手持ちの資料では、そこまで把握しておりません。

○比嘉瑞己委員 1カ月で1日とれるかとれないか、9日ということになるととれていないわけですね。ですので、本来はもっともっととれるべきで、それがとれば保育士としてもやりがいを持ってできると思うので、この事業は大切だと思います。先ほど、保育園自体が代替保育士を探すということになっていると思いますが、実際、保育園の現場を見てみると、退職したベテランの先生が引き続き一再任用ではないですがアルバイトみたいな形で入っているケースもあると思いますが、保育園にとってはそういった先生が見当たらないとかがあると思います。やはり保育園の要望を聞いた上で対策をとるべきだと思います。皆さんも既に保育士の資格を持っている状況などわかっていて、そのセンターがそういった役割を果たすべきだと思いますが、センターとの関係ではどうなっていますか。

○仲里直也子育て支援課班長 今、県が委託している沖縄県保育士・保育所総合支援センターの主な業務の一つに、保育士資格を持っているが、現在、保育現場で働いていない保育士、いわゆる潜在保育士に対する就労あっせん事業を主な事業として委託して、やってもらっているところでございます。

○比嘉瑞己委員 そのセンターがもっと積極的にこの事業にかかわれるような仕組みとといいますか、工夫が必要だと思います。一方、園でも毎日いるわけでもない、年休代替のときだけに来てくれる保育士を一急に知らない人が入って

くるという不安もあると思います。ですから、ベテランの人に頼む状況もあると思いますので、この園の意見とセンターができること、やるべきことというところについて少し整理が必要だと思いますが、その点を最後にお聞かせください。

○仲里直也子育て支援課班長 次年度のセンターの業務については、また改めて検討しているところでございますので、今の委員の意見も含めて検討してまいりたいと思います。

○比嘉瑞己委員 次に、母子福祉対策費が2340万円の減になっています。これは認可外保育園に通うひとり親の家庭の保育料の一部減免だと理解しておりますが、この2340万円というのは何人分、何月分の減免料になるのですか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 これは市町村の事業になりますので、昨年9月に市町村から調査をかけまして、その時点で対象児童400人を見込んでおりましたが、今年度、実際に対象者は現時点の見込みで537人、対象期間12カ月を見込んでおりましたが、平均すると7.1カ月ほどになるということで減額するというに至っております。

○比嘉瑞己委員 7カ月という説明だと、ちょっとわからなくなるのですが。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 年度途中で認可保育所にあきが出た場合は認可保育所に移りますので、そうすると認可外からは出るので補助が必要なくなるということで、当初12カ月を想定していたものが実際には7.1カ月ほどにおさまるということで、予算を減額する必要があるということになっております。

○比嘉瑞己委員 前の説明資料では、園が認可化になったために不用になったという理解でしたが、今の説明だと、園は認可外だけど園児が認可園に移行するので必要なくなったと。その理解でいいですか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 そのとおりです。

○比嘉瑞己委員 そうはいつでも2300万円というのは決して少なくない金額だと思います。やはりこれだけの予算がもらえるのであればいろいろな一例え

ほかの減免を受けている人たちの減免枠を大きくしたり、あるいは対象児童をふやしたりとか、毎年年度途中で認可園に行く児童というのは想定されるわけですね。補正予算をやるときにかわりの代替策を出すような、そういった検討はないのですか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 これはソフト交付金を活用しておりますので、制度の中で特定の決まった用途になっておりますので、別の用途に向けるということは今のところ想定していないということです。

○比嘉瑞己委員 当初予算は幾らでしたか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 1億1799万円になります。

○比嘉瑞己委員 2割にいくかいかないかの減になるわけで、やはり大きいと思います。制度上、振り分けができないにしても、何らかの形で認可外への支援に回すというところがやはり必要だと思います。これは次年度に向けて一今、認可外保育園の皆さんが頑張っておあいった動きも出ている中で、どうやってソフト交付金を含め認可外への予算を確保していくかということは、皆さんにとって重要な問題だと思います。現実的に、毎年認可園に移行する園児がいて、これだけ予算が余るという状況をちゃんと検討する必要があると思いますが、最後にいかがですか。

○大城清剛青少年・子ども家庭課班長 次年度予算に向けては、今回指摘があった点も十分考慮して取り入れていきたいと思っています。

○比嘉瑞己委員 最後に要望ですが、例えば減免額を大きくしておく。むしろこの予算が足りなくなって補正で追加するような形で制度設計をしていけば、多くのひとり親の家庭の皆さんが助かると思いますので、十分な研究をお願いしたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、離島活性化特別事業費の中での離島食品・日用品輸送費等補助事業の分が1600万円ということで減になっていて、対象者が減少して

いるということがありますが、それはおいておいて、皆さんが出されている沖縄21世紀ビジョンの中で日用雑貨の輸送事業が平成30年度までの計画になっています。このことについてちょっと教えてください。

○中野秀樹地域・離島課長 本事業は、離島食品・日用品輸送費補助事業ですが、委員御指摘のとおり平成30年度までの事業期間を切った事業となっております。この状況について申し上げますと、それぞれの島一沖縄本島であったり、宮古島、石垣島から周辺離島に対する補助を行っていますが、それぞれの距離であったり、運航状況であったり、それから登録している店舗の立地状況、品ぞろえなど、島ごとに条件が異なっているということがあります。この事業自体は県と市町村と協調で補助事業を行っていますが、そのルールというものも一律にこういう対象品目で、こういう経費について補助しますという制度設計になっておりまして、実際、各離島におかれる状況というのは、島によってニーズ等含めてさまざまと聞いておりますので、こういった各離島の実情に応じた柔軟な対応ができるように、平成31年度以降、各離島市町村が主体となった形で事業に取り組めるような環境整備を今、検討しているということでございます。

○當間盛夫委員 ということは、市町村に投げて県はやらないという結論に達したということですか。

○中野秀樹地域・離島課長 この事業は平成24年度から平成26年度にかけて実証事業があり、平成27年度の事業を経て、平成28年度から今のスキームになっておりますが、平成28年度からは県と市町村が協調して行うというスキーム一変遷をたどってきておりまして、先ほど申し上げたとおり、離島における食品・日用品の状況というのは島によってさまざまということですので、県としましてはどういった制度が各島々にとってふさわしいのかということも調査・検証の部分をやっておりますので、そういった手法についても情報提供等しながら一緒によりよい制度になるような環境整備に努めていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 時間的な部分もありますが、今回も1600万円という減額がされているので、基本的にこのことは必要ないと県は見ている。市町村に任せれば予算的なものは補うことができるだろうという考えが県にはあるのですか。

○中野秀樹地域・離島課長 今回の11月の減額補正につきましては、実際の事業をやっていく中の実績の減少によるものが大きくて、当初予算で想定していた輸送経費が想定を下回るような形であったことや、平成28年度で対象から、みずからの申し出ですが、終了したいという声を上げた島もありまして、そういったことを踏まえて今回の補正については実績等を踏まえた減額補正となっております。

○當間盛夫委員 ちなみに、これは総額幾らの事業になっていきますか。

○中野秀樹地域・離島課長 本年度の当初予算につきましては、1億361万4000円、約1億円規模の事業となっております。

○當間盛夫委員 1億円を予算計上して、約10%—10%以上ですね。その分は使わないという形が本当にいいのかということと、これを見ると平成30年度—次年度である程度計画的なものは終わるということは、これは市町村ともそのことは合意の上で計画はつくられているのですか。

○中野秀樹地域・離島課長 本事業におきましては、補助事業の部分と、それとは別に検証を行う検証委員会、市町村の担当者も含めた地域の部会というものを持っておりまして、こういった中で次年度以降—その先も含めて事業スキームについては議論させていただいているところでございます。

○當間盛夫委員 気になることが、交通・生活コストの低減という中で、離島交通のものだとか、石油製品のものには平成33年度まで継続という形がありますが、この生活コストの分に関しては平成30年度で終わるということをもう少しわかりやすくやっていかないと、では下がったのかと。安定的に離島の皆さんの日用品などが下がって沖縄本島並みになっているということであれば理解できるのですが、なかなかそうはなっていないと思っていますので、これからももう少し検証したいと思っています。

次に、離島型植物コンテナ実証事業。一括交付金で南大東村だったか、北大東村だったか、そこが自分たちでやるということで1億円の減少ということになっているのしょうけれども、これは当初予算が幾らで、実証実験ですが、これは将来的にどういう見込みがあって実証実験をやろうとしているのか。そして、なぜ県がやろうとしたものを対象離島が予算がとれたのでそこに移すということになったのか、それについて説明してください。

○中野秀樹地域・離島課長 離島型植物コンテナ実証事業ですが、平成29年度の予算につきましては、1億59万4000円を計上しております。この事業を今回減額することに至った経緯ですが、この事業自体は離島における基礎的な生活条件を向上することを目的として、小規模離島に植物のコンテナを設置しました。県の事業としては、村への設置に係る補助の部分と運営支援、実証事業を踏まえて今後の横展開を見据えた検証を行うという、こういった事業構成でございました。しかしながら事業スキームにおきまして、横等含めて内閣府等々とさまざまな議論をしてきましたが、結果として事業調整が整わなかった中で今回の対象離島であります南大東村と栗国村におきましては、別途国の補助事業の申請を行ったところ無事交付決定が受けられたということで、結果として同様の効果が得られるということで今回の減額補正に至ったところでございます。

○當間盛夫委員 ですから、この実証実験の効果を皆さんはどう生かしていくのか。ただ実証実験でまた終わるつもりなのか。

○中野秀樹地域・離島課長 コンテナの実証実験の部分ですが、この事業は葉野菜の安定供給のほかに離島における植物コンテナの栽培や販売のシステム、収支といったようなものについて検証委員会等を通して検証しながら効果的な運営手法を構築していこうというものでございました。当初、実証期間は2年間ということですが、コンテナの耐用年数自体はそれ以上ございますので、県の事業が2年間終わった後も引き続き対象離島の市町村に得られたデータ等を引き継ぎながら各村において持続的な運営をしてもらうという想定でございました。

○當間盛夫委員 企画部ですか。皆さんがよくやる実証実験、久米島でも温度差発電の実証実験をしましたが、その後どうしようというものが無いのです。多良間村でも太陽光のメガソーラーを使っての実証実験ということで何十億円もかけてやったと。そしてその後どうしたのかが全く見えてこないのです。皆さんはその辺はどう考えているのですか。実証実験で効果があったのかもわからない、効果があったらあったでそれをどうするのかということがあればいいけれども、宮古ではメガソーラーのものは終わっています。皆さんが実証実験をやる、予算をこういう形でつけてやる意味合いのものが、そのつながりがわからないのです。この辺はどういう形で—その辺は総務部長が答えたほうがいい

と思います。

○**金城武総務部長** 当然いろいろな実証事業、特に一括交付金等を活用して今いろいろな事業が展開されていると思いますが、当然に我々としては評価をして見直すべきは見直す、さらに成果を一例えば、一部の離島で成果があれば、当然また全県的に広めていくとか、そういうことを当然やるべきだろうと認識しておりますので、その辺、我々が取り組む内容で十分な説明が足りないところがございましたらしっかりとそのあたりの—もちろん関係市町村含めて周知も図ることでより事業効果といいますか、それを発揮していきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** これはしっかりとやってもらいたいです。ただ、民間業者が一、二年やって、終わったと。そして利益的には民間業者が一ところが県には何にも残っていない。その離島には何にも残っていないということにならないようにこういう実証実験というのはしっかりとやってもらいたいです。結果を残せるような部分をつくってもらいたいです。

次に、含蜜糖振興対策事業費が5億8000万円マイナスになっているのですが、5億8000万円も計画変更の部分で、施設の出来高のもので減少になりましたと言うのですが、当初の計画が甘かったのではないかという話になってきますが、これはどこの施設で、なぜ6億円近くの減額になるのですか。

○**大嶺保和糖業農産課班長** 本事業は、伊平屋村における製糖工場を整備するための事業となっております。総事業費で約41億円の事業となっておりますが、今回の補正に関しましては製糖工場を平成29年度に整備する際に、機械設備の配置設計や機械の製造、また建屋の実設計にに取り組む計画になっておりましたが、その一部機械設備の整備におきまして仕様書の作成がございましたが、その仕様書の作成において一部変更が生じ、事業計画がおくれ、事業計画の策定に時間を要したということで事業着手自体そのものがおくれたということになっております。

○**當間盛夫委員** 当初、6億円近くつくっていたけれども、ちょっと変更になって、このものは次年度に繰り越して減にするわけですね。また改めて予算的なものが出てくるのですか。

○**大嶺保和糖業農産課班長** 先ほども少し申し上げましたが、本事業は平成

29年度から平成31年度までの3カ年の事業となっておりまして、平成29年度の実施できなかった内容につきましては、平成30年度に持ち越して平成30年度予算内で実施していきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 次に、貿易対策費の航空機整備基地整備事業について、これは再三言われていて今度も9億円ですが、これはどれだけの総事業費になりましたか。

○**平田正志企業立地推進課長** 総事業費としては、おおむね187億円ということで見込んでおります。

○**當間盛夫委員** 187億円をかけてどれだけの効果があるということで皆さんは試算をしているのですか。例えば、これができるわけですので雇用でどれだけのものが生まれて一航空機何機ですか。2機なのか、1機なのかわかりませんが、その分での経済効果がどうあるかということを示してください。

○**平田正志企業立地推進課長** 航空関連産業は、裾野が広い産業でありまして、金属加工業、それから金型関連の製造業、それと近年の航空機の場合は情報システム等の開発等に情報通信関連産業への波及効果なども期待できるところで、またさらにそういった分野に供給する人材の育成分野といったところで効果を考えております。今回、事業効果については、平成26年3月に県の調査で取りまとめた沖縄県航空機整備戦略調査において、航空関連産業クラスターの形成の先進地であるシンガポールの事例分析を行いまして、その中で県内に展開が見込まれる業種を想定して算出しております。具体的には、整備基地の整備によって事業開始から10年後には年間の経済波及効果として291億円、雇用創出効果では累計で1971人ということ想定しております。

○**當間盛夫委員** もう一回検証したほうがいいですよ。皆さんは金型がどうこうと言いますが、来年には一完成するのは来年ですか。来年完成する中で、実際、うるま市とかその他の部分で金型の何かが出来たという話も聞こえてこないですし、貨物のターミナルもそうですが、華々しく当初は伸びてきたけれども、今、皆さんは何を言うのかといいますと、ほかの航空のものでそういう貨物のももふえてきて、価格が当初の半分になっていてということで全日空は路線を減少していくわけですよ。あれも全部、県と国でつくってきて全日空にさせて、結果的にその効果が今どうなっているのかという岐路に立ってい

ます。今回も全日空に整備基地をさせて、台湾とかLCCとかそういった部分を187億円をかけてもやると言いますが、沖縄にとってのものがどうなのかということをお皆さんはもう少し精査したほうがいいのではないですか。その辺はどうですか。

○平田正志企業立地推進課長 経済効果をどうやって発揮していくかということに関してですが、今現在、私どもで有識者の委員会を設定して、その中で先進地の事例—航空会社であるとか、航空機、その整備品のメーカー等にヒアリングをしております。今後、この企業等を沖縄に誘致していくためのアクションプランを策定しているところで、今年度中に策定をする予定です。それを踏まえて次年度に誘致の取り組みを実施していきたいと思っております。事業等の事業性としまして、世界的な航空機製造会社であるボーイング社やエアバス社の推計では、アジアを中心に航空機の数が増え航空機整備の需要が増大するという見込みがおおむね出ていていると見込まれているところです。そこでそのニーズを取り込むということと、また現在、MRO Japan株式会社という会社が入居予定となっておりますが、これはANAグループに属する企業でありまして、もちろん関連するANAグループ、それからそれに関連するLCCの航空機に関する整備も引き取っていくと。さらに先ほど申し上げたアジアで増大する需要を取り込むということもその企業としては想定しておりますので、一定の事業見込みとしては見込まれるものだと考えております。

○當間盛夫委員 皆さんもほかを見ているはずですが、例えば台湾でも同じものをつくっています。もっと規模的に大きなものを。そういった部分もしっかり見ないと、187億円をかけて、皆さんそういう話はするけれども、現実には、規模的には全然匹敵するような規模ではないのです。そういったことも皆さんはしっかり見ていかないといけないと思っております。187億円は予算的に決して少ない予算ではないわけですので、本当にそれが効果が出るようにやらないといけないですし、なぜ私がそういう話をするかといいますと、隣につくったロジスティクスは今、ヤマト運輸株式会社がやっていますが、一般質問の中で国外に出しているのが10%もないという話では、なぜあれを県につくらないといけないのかという話になってくるのです。

それに絡んで、国際物流拠点産業集積地域の賃貸工場整備事業で今回はマイナス4億円というものがありますが、このうるま市の賃貸工場は総予算としてどれぐらいかけているのですか。

○平田正志企業立地推進課長　うるま市の旧特別自由貿易地域の中で、今現在、県で40棟の賃貸工場を整備しております、約140億円を事業費として計上しております。

○當間盛夫委員　皆さんが資料を持っているかですが、搬入はいいとして、搬出額はわかりますか。県外にどれだけ出して、国外にどれだけ出て行ってと。

○平田正志企業立地推進課長　私どもが企業誘致をしておりますいわゆる旧特別自由貿易地域に立地した企業の搬出額として集計しますと、平成28年度の実績としては、搬出額の合計が95億7300万円で、その内訳として、国内向けが67億400万円、約70%。国外向けが28億6900万円、約30%となっております。これを私どもが進めている国際物流拠点形成に資する移・輸出ということで整理しますと、県外・国外含めてですが、県外・国外への搬出額は先ほどの95億のうち70億8400万円となっております、その搬出額の合計は全体の約74%を占めるということになっております。

○當間盛夫委員　明るい話をしたいのですが、これは伸びているのですか。今、平成28年度の90億円というものはわかりましたが、年々右肩上がりに伸びてきているのですか。そして国外に出すものも伸びてきているのですか。そういうことを何か示せますか。

○平田正志企業立地推進課長　今、申し上げた旧特別自由貿易地域の県外・海外への搬出量は、平成23年度においては47億円ございました。これが先ほど申し上げた70億円になっているわけですが、伸び率としては平成23年度と比較して1.5倍に伸びている状況でございます。

○當間盛夫委員　1.5倍に伸びているということで、今、90億円の搬出額という形になりますが、実際には税金で140億円かけているわけですね。本来はこれの10倍ぐらいの搬出額があることが普通だと思います。2次産業が全国的に比べても一沖縄県はアジアに向かっていくというけれどもなかなかそれができていないわけで、このことが基礎になってくると思いますので、もっとそのことを頑張ってもらって何が問題なのかということも一やはり、税制的な問題があるのか、そういったことももう少ししっかりと知恵を出して伸ばしていくようなことをやっていきましょう。実際にこの賃貸工場をこういう形でやりますが、皆さんが見る中城港湾の促進調査のものでも3300万円マイナスになって

います。ということは、促進調査で中城港湾から出すものがないというような見られ方になるわけです。結局、実証で出せる、出そうという計画をしていたものが3000万円もマイナスになるということは、中城港湾からまだまだ物を出すということがないということを示しているようなものになっているはずでしょうから、ぜひその辺も踏まえて頑張ってもらいたいと思っています。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○**当山勝利委員** 説明資料の8ページ、情報産業振興費について伺います。

別の説明資料の中に県内のデータセンター等のIT拠点施設と沖縄IT津梁パークをつなぐネットワークのループ化と書かれていますが、そのようなIT拠点施設が何カ所あって、何を目的に整備されようとしているのか、お伺いします。

○**宮城宏幸情報産業振興課班長** 今回整備いたします沖縄クラウドネットワークとは、県が建設した沖縄情報通信センターを初めとする県内主要データセンター4カ所と沖縄科学技術大学院大学—OIST、沖縄IT津梁パークの6カ所を相互に接続する相互のインフラの整備のこととなっております。今回これらの拠点間で助長化するための拡充事業となっております。県としましては、これらの施設間をクラウドネットワークとして整備することで、利用する企業のネットワーク通信費等の低減化、また安心につなげていきたいと考えているところです。

○**当山勝利委員** そうすると、県内のIT企業の利便性を図るといふことの整備ですか。将来的には、いろいろ沖縄県は情報通信産業をさらに発展させようということも考えていますが、そこら辺の戦略的なものはないのですか。

○**宮城宏幸情報産業振興課班長** 現在、県としましては、IT津梁パークに企業の集積化を図っているところであります。今回、IT津梁パークにつきましては、単線—ケーブルが1つでつながっているということで、今回の拡充事業によりましてそれをループ化—1つの線が災害等で切れたとしても安心して使えるような環境をつくっていくということで、現在、IT津梁パークに進めている集積をさらに促進していこうと考えているところであります。

○当山勝利委員 その集積をすることによって将来的にどういうものを目指そうとされているのかがちょっとよくわからないので、教えていただけますか。

○宮城宏幸情報産業振興課班長 県ではさまざまIT振興策をとっておりますが、今回の基盤整備もその一つとなっております。今回、こうした信頼性の高いネットワークを構築することも一つですが、こういう手段を多数とることにより、県内IT企業の集積の促進を図り、また県内IT産業のさらなる高度化、多様化を図ることで、我々としましては沖縄21世紀ビジョンで掲げているIT関連産業の売上高5800億円、また県内の立地企業数440社、新規雇用者数4万2000人の早期達成とさらなる拡大を図りたいと考えているところです。

○当山勝利委員 次に、11ページ、繰越明許費補正の変更の道路橋りょう費の中に沖縄都市モノレール道路整備事業費が入っておりますが、補正前がたしか9月に9億6580万円を補正して、さらに今回、繰越明許費が増額補正になっていきます。この理由をお聞かせください。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 今回の繰越理由としましては、浦添西原線のバイパス工事が関連する西原町の区画整理事業の工事のおくれ等により発注がおくれていることや、浦西停車場線の用地取得が難航していることから工事発注がおくれており、繰越申請をするものであります。

○当山勝利委員 平成31年の春には開業を目指すということですが、今、用地取得が難航しているとかがありますと、そこら辺のものが解決しないと平成31年春の開業は難しいということにはなりませんか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 今、申し上げたのは、モノレールに関連する道路の工事ではありますが、先ほどお話ししました浦西停車場線、これは駅舎に続くアクセス道路ですが、これについても用地を取得してアクセス道路を整備するという計画になっております。用地取得の難航している事案については収用も踏まえて検討しているところです。

○当山勝利委員 道路の整備のものということですが、それは直接モノレールの開業には影響しないと理解していいですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 今回の繰り越しについ

ては関連道路ということで、モノレール本体の工事には直接影響はしません。

○当山勝利委員 開業については。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 モノレールの開業には直接影響しないということではなく、部分的に駅へのアクセス道路も含まれていますので、それについては開業とあわせて開通させたいと考えております。

○当山勝利委員 ということは、道路もあわせてということなので、きちんと次年度この繰越分を含めてできないと開業に影響があるということですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 アクセス道路の部分については、そうなります。

○当山勝利委員 アクセス道路とモノレールの開業とは切り離して考えていいのか、それとも連動して開業自身に影響—おくれが出てくるとか、どういう見込みになっていますか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 直接的には影響しない部分ではありますが、駅までのアクセスについては何らかの方法で確保しないといけませんので、その辺については開業に向けて取り組みたいと思います。

○当山勝利委員 とにかく平成31年の4月—4月ではなく春ですね。春開業ということを目標にずっと頑張っていらっしゃいますし、浦添市も近隣の自治体も頑張っていると思いますので、ぜひおくれのないようにお願いします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 11ページ、土木費の道路橋りょう費が繰越明許費補正になっていることを伺います。

私は毎回、一般質問でも取り上げましたし、委員会でも取り上げていますが、わざわざ補正までして事業が執行できない。なぜ補正したのですか。事業名は今の沖縄都市モノレール道路整備事業です。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から9月議会で補正したのは繰越明許費の追加であり、今回はその変更であると補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 7ページの中小企業金融対策費で10億円が一般財源から出ていますが、内訳を教えてください。

○富永誠中小企業支援課班長 中小企業金融対策費ですが、制度としましては、まず中小企業者向け融資の貸付原資となる預託金、これの増額ということで貸付先は金融機関になります。

○中川京貴委員 これは当初予算では幾らですか。

○富永誠中小企業支援課班長 当初予算では新規貸付分として58億円予算が確保されておりまして、今回それによります融資枠を152億3800万円ほど見込んでいたのですが、中小企業者の資金需要が活発だったこともあり、今回10億円の補正をしまして、この補正を見込んだ融資枠は184億7100万円ということで今回補正をお願いしているところでございます。

○中川京貴委員 これは総務部長にもお願いしたいのですが、今、融資枠がふえて活発になっていると。これはいいことですが、ここも含めて市町村から広く意見が出るのは、県の職員一要するに担当がころころかわるので、その職員の配置違いで今まで2週間でできた書類が1カ月かかったりすると。これは以前も総務部長に提案しましたし、今は貸付制度に触れて質疑していますが、これ以外の職員も適材適所に配置しないと、専門職がいなくなると手続もおくれますし、また畑違いのところ職員が送られたりするとやる気を失うということもありまして、これは一般質問でも過去に総務部長に質問をしたことがありますが、手続のおくれというのはいないですか。

○富永誠中小企業支援課班長 まずこの制度について説明させていただきますが、この制度は基本的に直接取り扱い金融機関に申し込む資金と商工会等あつ

せん機関を経由して申し込む資金がございまして、県職員が関与するという性質のものではございませんので、これに関しては融資まで一何と申しますか、県職員の人事異動があったからといって時間がかかるということはないかと思っております。

○**金城武総務部長** 御指摘の部分で全庁的におくれているという話について全てを掌握しているわけではありませんが、やはりそういう県民サービスを落とすということはあってはいけませんので、今、業務のあり方と申しますか、効率的にいかに進めるかということを行革の取り組みの一環として業務のマニュアル化と申しますか、そういう取り組みもしておりますので、人が人事異動でかわろうがしっかりと引き継いでこれがスムーズに推進できるような体制をつくっていきたいと考えております。

○**中川京貴委員** ぜひ来年度の一4月からスタートすると思いますが、全般的に適材適所に配置していただいて、専門職を一市町村は税務とか、都市建設課とか、全課を回ることもありますが、県は専門職を育ててやりがいのある、やる気のある仕事をさせることが一番いいと思っています。そうしないとテンションが下がって畑違いのところに戻されたりすると市町村にも影響すると思っておりますが、いかがですか。

○**金城武総務部長** 人事異動をどうするかということだと思いますが、県は原則として3年という捉え方をしていますが、特に年齢の若い層と申しますか、できたら全般的に行政を経験させると。そして、一定の中堅になったときにそれをまた専門的に、そういう人たちは一定のそういう方向性を持たすと申しますか、そういう考え方というのは自信を持っておりますので、県の人事のあり方としていかにしたら適正な、スムーズな、円滑な事務が執行できるかということは、しっかり御提案を受けて検討していきたいと思っております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○**上原章委員** 今の中小企業金融対策費については本会議でも取り上げさせていただきました。ここ数年、執行率も改善されて今回補正で10億円ということで、それだけ活発に融資が動いていることはいいことだと思います。この仕組みとして、県が準備する原資と銀行が準備する原資があると思いますが、この

割合はどうなっていましたか。

○富永誠中小企業支援課班長 本制度につきましては、13資金の17貸し付けございまして、そのうちの15貸し付けについては協調倍率が2.5倍ということで、例えば県の資金が1000万円あったとすると、金融機関のお金が1500万円、合わさって2500万円という形になります。あと短期運転資金というものがございまして、これについては協調倍率が3倍ということで、この場合ですと県のお金が1000万円、金融機関のお金が2000万円の合計3000万円。あと中小企業再生支援資金というものがございまして、これは協調倍率が5倍ということで、県のお金が1000万円、金融機関のお金が4000万円、そして最終的には5000万円の融資になるという形になっております。

○上原章委員 貸し付けは、それぞれ審査をして沖縄県信用保証協会を通して、いろいろ手順を踏んで、これが運転資金となり、設備資金となると思いますが、回収の部分について県はどうかかわりをしていきますか。要するに損失補填とかやらざるを得ないときも出るとは思います、その辺の対策はどうなっていますか。

○富永誠中小企業支援課班長 まず一般的には正常に返済されるケースが多いですが、仮にちょっと残念ながら返済がなかったという場合は、金融機関から信用保証協会に対して代位弁済の請求がありまして、信用保証協会がそこで代位弁済を行います。その後、信用保証協会でもこれも制度によって若干変わりがありますが、まず日本政策金融公庫というところから大体8割ぐらい保険金がございます。あと申しおぼれましたが、信用保証の制度の中で100%保証協会が保証するものと、80%の部分だけ保証協会が保証するものがございまして、その場合だと2割は金融機関が自己負担、そして残りの8割について保証協会に代位弁済の請求がありまして、その8割の中の大体7割から8割ぐらいを日本政策金融公庫に保険金の支払いが起きると。またこれも資金の中身によって変わりますが、4%から一定割合、全国信用保証協会連合会から損失補償がある資金もございまして。県の場合はその残金の部分、大体4%から16%とかを損失補償ということで、今現在、17貸付中8貸し付けが損失補償対象となっております。

○上原章委員 ここ数年、これだけ景気も好調に推移しているということもあり貸し付けも伸びているのかと思いますが、一方、皆さんの努力で金利とか保

証料とかの付加価値といいますか、借り主が県の県単融資を利用していきたいということに答えていける努力がここまできていると評価したいと思いますので、今後とも県単融資が本当に県民また中小企業を育てるように、いい形で使っていただけるよう頑張ってもらいたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 1点だけよろしくお願いします。

資料の8ページ、文化観光スポーツ部の一般観光事業費1000万円というところですが、こちらは新規に急遽発生した調査事項ということでよろしいでしょうか。

○仲里和之観光政策課班長 この事業に関しましては、昨年度、沖縄県観光振興基本計画を改定しまして、入域観光客数の目標を1000万人から1200万人、入域観光収入を1兆円から1.1兆円に修正したところです。昨今、観光客数については順調に増加しておりますが、観光客が増加することによる受入面でのさまざまな課題が顕在化しているということがございます。今後の観光誘客活動の取り組みにおいては、県民の観光に対する理解であったり、県民がそれを支持して一緒に観光振興をしていくということが非常に重要であると考えておりまして、この受入環境の未整備等の部分を県民がどのような形で意識として持たれているのか、そういったところを今回調査しまして、今後の課題に対してどのような形で受入体制を強化していくかというところを図るための調査ということで今回新たに調査事業の補正を組んでいるところでございます。

○宮城一郎委員 まさに観光客の増加に対応するための県民目線からのというところで興味深く思っています、実際に、県が県民に対して投げかける調査としてどういう課題をラインナップされていますか。

○仲里和之観光政策課班長 基本的には今後、調査委託事業者の選定をする中でいろいろ議論をしていくところではございますが、基本となる調査項目につきましては、基本的に今、沖縄県域を6地域に分けて、2000サンプルぐらいをとりたいと思っておりますが、沖縄観光施策に対する重要度とか充足度、こういったところに課題を感じているのか、県や国、それから市町村に力を入れてほしい取り組みがあるのか、観光に対する県民の価値観やそれによって生

活がどのように向上しているのか、こういったところが課題なのかというところを調査していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 まだ課題を厳密に絞り込んでいるという状況ではないということですか。

○仲里和之観光政策課班長 今、申しあげました基本的なところに加えて、今後、調査を実施するに当たっては具体的に検討していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 今、いろいろと報道でも、それからいろいろな答弁でもある観光税に対する県民の考え方なども拾っていく御予定とかあるのでしょうか。

○仲里和之観光政策課班長 その点に関しても質問項目の中には含める方向で検討したいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成29年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)にございますが、説明はお配りしております平成29年第6回沖縄県議会(11月定例会)総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

それでは、説明資料の1ページをお願いします。

乙第1号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、非常勤職員について子が1歳6カ月に達する日の翌日以後も育児休業が必要と認められる場合を定め、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする等の必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、非常勤職員の子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる特に必要と認められる場合を定めるとともに、職員の育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情等を明確化するのものです。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 次に、説明資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることを踏まえ、部活動指導業務等に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げる必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、教員特殊業務手当のうち、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務及び部活動指導業務に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げるものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 1点だけわかるようでしたらお願いします。

このように勤務手当支給を行うということは、例えば次年度トータルでどのくらいの予算になるのか、その点だけ、もし把握しているようでしたら説明してもらえますか。

○**與儀秀行学校人事課班長** 今、委員から御質疑のありました金額ですが、年間で1億2500万円の増額となります。

○**又吉清義委員** 年間で増額が1億2500万円ということは、増額しない前の金額も一例えば現行のものに1億2500万円を足すということですが、トータルで幾らになりますか。

○**與儀秀行学校人事課班長** トータルにしますと、金額が7億5100万円となります。

○**又吉清義委員** 人数的には何名分ぐらいでしょうか。そこまでもう少し丁寧に説明したらすぐに終わりますが。

○**與儀秀行学校人事課班長** トータル的には一人数ということではなく、1人の方が何日もやるということもありますので、延べ人数、延べ日数という形で計算しておりますが、今回のものと約23万4680日分の人数という形になり

ます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 ただいまの議案の説明の中に、条例第40条第1項第4号と書かれている部分についてお伺いします。

部活動に関する指導業務をされたときの手当ということで、3000円から3600円へなのですが、支給される要件はどのような要件が必要でしょうか。

○與儀秀行学校人事課班長 これにつきましては、特殊勤務手当に関する条例第40条第1項第4号で、クラブ活動は正規の教育課程として行われる活動で、学校の管理下で行われる業務であり、あらかじめ部活動等の指導を担当する職員が児童生徒を直接指導する業務や競技会等への引率、指導業務を行う場合で土日の週休日、それから休日、休日の代休日に4時間程度業務に従事したときに支払われる手当となっております。

○当山勝利委員 例えば、指導をするのに1時間でも出れば支給されるのか、要件があると思いますが……。

○與儀秀行学校人事課班長 この手当につきましては4時間程度従事したときと決められておりますので、4時間未満のものについては支給対象とはなっておりません。

○当山勝利委員 そうすると最低でも4時間ということですので、8時間でもこの額ということだとは思いますが、例えば最低4時間指導をしたということになると、時給で計算すると900円ですよね。いろいろ教職員の方々は手当等がついているとは思いますが、例えば普通の教職員の方が平均的に日給でいうと幾ら一時給でもいいですが、幾らぐらいになっていますか。

○與儀秀行学校人事課班長 手元に正確な資料を持ち合わせておりませんが、教員の平均年齢から算出した場合ですと、約2600円程度だったと思います。

○当山勝利委員 そうすると、まず日給で計算しても一時給で2600円にしても

ちょっと差がありますし、部活動の指導に従事している先生は全員ではないですよ。何割の先生方が部活動の指導に従事されていますか。

○**與儀秀行学校人事課班長** これにつきましては現在、手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後日改めて資料を提供させていただきたいと思えます。

○**当山勝利委員** とにかく100%ではないと思えます。100%の先生が部活動の指導に当たられているわけではないわけですよ。指導をしている先生と指導をしていない先生との差が出てくるわけなのです。土日、一生懸命子供たちを教えているのだけれども、時給で換算すると900円だと。でも、普通の先生の時給というのは本当はそれよりもっと高額で、そこら辺でいわゆる、今、言われている負担感が大きくて、そこら辺が問題になっている要因の一つなのです。先生によっては、子供たちを指導したいという先生は負担感がありません。ですが、どうしてもお願いされてそれを部活動として、もしくはスポーツ系だったらやったことのない部活動だけそれを指導しなくてはいけないといえますか、顧問の先生をお願いされたからやらないといけないという先生は結構負担感があったりするという声をよく聞きますので、今回増額となっていますが、そこら辺の改善という意味ではもうちょっと考慮するべき点もあるのかと思えますが、いかがでしょうか。

○**與儀秀行学校人事課班長** 今、委員おっしゃったように、確かに教員の勤務のところで部活動が過重労働の要因になっているということもございまして、今回の部活動手当等の改正におきましては、部活動に対する適正化というものをやっていくという形でありますので、その辺のところで部活動についても適正化を図って教員の方々の負担を減らしていくような形で今後やっていきたいと思えます。

○**当山勝利委員** 負担感といえますか、今回増額という形にはなっていますが、なかなかそれでも合わないですよ。引き合わないといえますか。ですので、外部コーチの検討などについて文部科学省も言っておりますが、そこら辺も含めてそういう負担感をできるだけ減らすような方向へ持っていただきますようお願いします。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 次に、説明資料の3ページをごらんください。

乙第3号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、著しく異常かつ激甚な非常災害等が発生した場合において、東日本大震災に対処するための業務に従事した場合に特例的に支給する特殊勤務手当と同様の手当を支給できるようにする必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための手当の新設を行うとともに、題名を東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例に改めるものであります。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 確認ですが、今、この条例に該当する、派遣している職員はいるのですか。

○真鳥洋企人事課長 今現在、この条例に適応する方を派遣したことはありません。

○上原章委員 この説明の中に人事委員会規則で定める区域という表現がありますが、この区域というのはどういったところになりますか。

○真鳥洋企人事課長 まだ実際には起こっておりませんので、あくまでも委任する予定の内容になりますが、まず特定原子力事業所、緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業—この場合、手当額2万円の範囲内で人事委員会が決めると。それから2番目に、特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業—これは日当額が1万円の範囲内で人事委員会が定める額ということになっています。

○上原章委員 ですから、人事委員会規則で定める区域とはどういった区域なのかと聞いているのですが。

○嘉手納裕総務統括監 今回開設する手当につきましては、今後、東日本大震災等々の災害が起きたときを想定してつくられたものでございます。現行、東日本大震災に係る作業手当がございしますが、これについては人事委員会規則で、例えば福島第一原発敷地内の免震重要棟とか棟外で行う作業とか、そういう形で今後震災が起こった場合に人事委員会が定めていくということになります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 次に、説明資料の4ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、自動車税の賦課徴収に関する申告または報告に際しては、本人

確認のための書類の提出を求めています。本年9月から自動車税事務所等で住民基本台帳ネットワークシステムの運用が可能となったことにより、当該書類の提出がなくとも氏名または住所の確認が可能となったことから、納税義務者の負担軽減を図るため、本人確認のための書類の提出義務を廃止するものです。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。
質疑はありますか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 この間、マイナンバー制度も始まっている中で住民基本台帳ネットワークシステム—住基ネットに対応するという中身になっていますが、なぜ今、住基ネットという話になっているのですか。

○千早清一税務課長 住基ネット自体は運用して十数年近くたっていますが、今年度、県税事務所に住基ネットの端末を導入いたしまして、念頭にはマイナンバーといいますか、それとの連携も含めた形で設置をしたものですから、今この時点で住民票の添付を義務づけている自動車税の申告の添付義務を廃止したいということでの提案になります。

○比嘉瑞己委員 私はマイナンバー制度や住基ネット制度に対しては反対の立場ですが、今後、またマイナンバー制度が始まった中で今度の条例改正でいろいろ予算もつくと思いますが、また今度数年たったら今度はマイナンバー制度だということで無駄な税金の支出にならないか心配するところなのですが、その点はどうですか。

○千早清一税務課長 当然、マイナンバー制度に100%国民が移行してみんなが取得すれば、住基ネットといいますか、その確認は要らなくなるかと思いますが、当面の間、まだマイナンバーカードを持っていない方については住基ネットでの確認作業が必要になるかと考えております。

○比嘉瑞己委員 ただ、その住基ネットも十分に活用されていなくてマイナン

バー制度という話も出てきたと思っています。実際に、県民、市民感覚としても住基ネットをみんなが取得しているかということ、私は違うのではないかと思います。その点は今回は置きますが、いずれにしても個人情報を取り扱うという意味では、セキュリティーの面が心配されるころなのですが、その点についてはどうなっていますか。

○千早清一税務課長 先ほど申し上げたとおり、各県税事務所—自動車税事務所も含めて県内7カ所の事務所に1台ずつ住基ネットの端末を設置しておりますが、基本的に住基ネットは専用回線を用いております、外部へのアクセスができないようになっております。さらには、端末自体も持ち出しができないようにテーブルとケーブルで結んで施錠をしていると。それから使用者についても、各個人ごとにIDとパスワード、それに静脈認証という形で誰がいつ使ったかということが後で検証できるような、不正利用ができないような形での対策はとっております。

○比嘉瑞己委員 個人情報が決して漏れることのないように、職員の意識啓発含めて対策をとっていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時22分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第5号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 次に、説明資料の5ページをごらんください。

乙第5号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたこと等を踏まえ、条例を改正するものであります。

主な改正概要は、地域経済を牽引する事業を行う事業者が設置した施設に係る不動産取得税または固定資産税について、課税を免除する措置を講ずるものであります。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 沖縄県にはいろいろと産業集積のものとか、沖縄県だけのものである中で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律—企業立地促進法を使って課税の免除を受けている企業—事例といたしますか、何件ぐらいありますか。

○平田正志企業立地推進課長 従来の企業立地促進法に基づく課税免除については、対象業種が製造業、情報通信業、運輸業等で、取得価額が2億円以上であるという要件がされていきました。対象業種の事業者もいらっしゃるのですが、沖縄県においては沖縄振興特別措置法における課税免除かつ課税免除の各地域制度がございますので、その点の課税免除の要件が取得価額1000万円以上とか、企業立地促進法の要件が緩和されている状況がございました。そういったこともありまして、実績としてはなかった状況であります。

○當間盛夫委員 今、沖縄県だけにあるといたしますか、地域促進のほうが有利だということで税目的な企業立地促進法にのっとってのものは沖縄県内では該当するといえますか、これを対象にしてやる企業はないという認識でよろしいですか。

○平田正志企業立地推進課長 そのような認識で結構だと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案当せん金付証票の発売についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 次に、説明資料の6ページをごらんください。

乙第28号議案当せん金付証票の発売について御説明いたします。

この議案は、平成30年度において本県で発売する当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売限度額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

発売限度額は、143億円としております。

以上で、乙第28号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 宝くじの当せん金について、例えば県に入る収入というのはどのくらいあるのでしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 平成28年度の実績で、発売額が119億9400万円に対して収入金額が50億2300万円になっています。

○又吉清義委員 今、119億円を販売して、これは県内で1年間で売れたものかと思いますが、そのうち収益として50億円あると。こういう財源が入ることはいいことだと思いますが、県としてもこの収入はうれしい収入なのか、どう

いう収入ですか。

○宮城嗣吉財政課長 宝くじはそもそも公共事業その他国際交流・芸術文化振興等の公益の増進を目的とする事業の財源に充てるために発売できるということになっておりますので、その趣旨に沿って公共事業等さまざまな事業の財源に活用させていただいているところであります。

○又吉清義委員 こういった収入を得ることも非常にいいことだと思っておりますが、例えばそこで、今、販売限度額は幾らと設定をする、その中で皆さんの説明資料の中に平成28年度の宝くじ当せん金等の割合があります。例えば、当せん金は48.3%、収益金は39.0%、そして宣伝費等で12.7%とありますが、この割合というのは決まってくるのか、これは議会でも議論できるのか、どうなりますか。

○宮城嗣吉財政課長 宝くじの経費配分につきましては、総務省の局長通知により基準が定められておりまして、先ほどの配分割合になっております。

○又吉清義委員 説明を聞いて驚きましたが、例えば当せん金の割合が48.3%ということは、半分近くは還元するけれども、もっと市民・県民を喜ばせる意味で何も48.3%ではなくても、60%ぐらい還元してもいいのかと。なおかつ、そのかわり売り上げを119億円ではなくて、年間200億円ぐらい売れるようになると、もしかして収益も60億円も上がるのかという考えがあるものですから、そのようにして県民にもより多く還元するというところで、これもできるのかと思っております。これは総務省で決まっているということですが、例えば県からそういった要望云々は上がったことはないですか。

○宮城嗣吉財政課長 経費配分を変えるというよりは、委員おっしゃるように発売額をふやす努力というのが大事かと思っております。限度額の範囲内で発売の増加に努めていくということで一都道府県の場合には、全国で協議会を設けて発売したりしておりますので、協議会と連携したPR等に努めていきたいと思っております。

○又吉清義委員 例えば発売額をふやすにしても、やはりそれだけ利益配分が買った方に多ければより買い手もふえるのかという考えがあるものですから、半分以上はあってもいいのではという考えがありました。そこでもう一度お伺

いしますが、例えば宝くじは法律でいうと賭博に該当するのか、しないのか。どのようになりますか。

○宮城嗣吉財政課長 当せん金付証票法の第32条で、都道府県や政令指定都市につきましては一失礼いたしました。地方財政法―地財法の第32条において、都道府県とか政令指定都市につきましては、公共事業その他公益の増進を目的とする事業の財源に充てるために宝くじを発売することができるという根拠規定がございます。

○又吉清義委員 地方財政法でもそうですし、例えば賭博及び富くじに関する罪ということで、刑法第185条、第187条とかではどうなりますか。

○宮城嗣吉財政課長 刑法で適用除外になっているかどうかということは確認できませんが、同じ法律レベルで先ほどの根拠法令―地財法で発売できるという形になっておりますので、法律で認められた制度だと考えます。

○又吉清義委員 別に悪いと言っはいません。賭博に該当する中で一結論から言いますと、宝くじは賭博に該当するのですよね。しかし、なぜ認められるかということをお聞きですかということをお説明してもらいたいということです。

○宮城嗣吉財政課長 いわゆる、賭博に当たるかどうかという部分についてはお答えしかねるのですが、なぜ発売するかという部分につきましては、地方公共団体の行う公共事業とか、公益の増進を目的とする事業の財源に充てることを目的としてということで、地域住民の福祉の向上の財源に充てるということで発売できると考えております。

○又吉清義委員 ですから、これは財政法ですよ。刑法でいうと先ほどの第185条、第187条が最終的には刑法第35条で認められると。これに書かれた賭博だけですと。そういう意味で私は堂々とやっていいという確信があるものですから、これをまた後で調べてください。ですから、この刑法第35条で―私も調べて驚きましたが、民間カジノ―統合型リゾートもどのようになっているか御存じですかということです。

○宮城嗣吉財政課長 今、検討されている法律だと思いますので、確認したい

と思います。

○又吉清義委員 ぜひ確認してください。調べて驚きましたが、これも同じこれに認められているのです。ちゃんと一覧表がありますので。刑法第35条で当せん金付証券同様で認められるとあるものですから、なるほどこれも一緒なのだということで、皆さん方がそこまで調べてあるのかと思ってあえて聞きたかった次第ですが、そういったことですので皆さんもぜひそれを調べてみてください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 収益金について1点だけ聞かせていただきたいのですが、サマージャンボとハロウィンジャンボのものは市町村振興協会にということでこの2つはというのがありますが、今現実、沖縄県市町村振興協会で積み立てといますか、基金といますか、これが今、幾らぐらいあるのかわかりますか。

○宮城嗣吉財政課長 平成28年度末で19億8800万円になっております。

○當間盛夫委員 意外に少ないという感じですね。現実、減ってはきていますが、サマージャンボで4億3000円の配分があります。その配分があって、7割は積み立てしないといけないわけですよ。これはいつから積み立てといますか、基金でやっているのかわかりませんが、それからすると年間3億円かそれぐらいは積み立てるわけですよ。それで19億円というのは意外に少ないという感じですが、まあいいです。19億円ということですね。この分でサマージャンボにしても、ハロウィンジャンボにしても、市町村に行く分がありますが、この配分された分は市町村ではどういう事業に主に使われているのでしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 用途につきましては、都道府県と同様に公共事業であったり、あるいは国際交流・芸術文化振興等に充当されております。

○當間盛夫委員 簡潔にしたいのですが、使途的には決められていなくて一般財源にプールして、県なり、市町村が自分たちでちょっとこれは足りないという分の事業の回しができるという考えでいいわけですよということ。宝

くじですので、使途的に教育に使いなさいとか、そういう分ではない財源になるのですかと。

○宮城嗣吉財政課長 定められた使途の範囲内で柔軟に充当できるようにと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第31号議案沖縄県公安委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 説明資料の7ページをごらんください。

乙第31号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成29年12月21日に辞職することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案しました知念公男氏は、昭和40年に合資会社琉球ゴーレックスを設立後、昭和62年に公益社団法人北那覇法人会副会長、平成12年に沖縄経済同友会副代表幹事を歴任するなど、長きにわたって経済界で活躍されております。

また、昭和57年に日本青年会議所副会頭、昭和58年には公益財団法人沖縄県体育協会常務理事に就任し、海邦国体の開催に尽力するなど、組織運営の手腕及び活動実績は高く評価されていることから、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第31号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第31号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 非常に残念なのは、せっかく金城棟啓さんが平成28年7月25日に就任をし、任期が平成31年までである中で途中辞職をするということは、ちょっと残念だと思います。それについてはなぜこのようになるのか、1年近くで辞職することは余り好ましくないと思います。皆さんは任命をするときに、任期は全うしてもらおうということでやっているかと思いますが、その辺はなぜか御存じないですか。どういった理由があったのか。

○金城武総務部長 10月26日付で辞職願といえますか、これが提出されておりますが、辞職の理由としては一身上の都合と聞いております。御指摘のように、委員の選任に当たっては、本人から委員就任の同意をとる際に、あらかじめ任期を説明して、その期間の職務を全うしていただくという前提で任命をしております。しかし、委員就任後に事前に予見し得ないような事情の変更があることはあり得るということで、委員の事情により任期途中で辞職されるということはやむを得ないのかと考えております。

○又吉清義委員 任務はぜひ全うしてもらいたいと。また周りから何か政治的圧力でもあったのかとそういう言い方をする人もいますが、これは私たちが調べようがありませんし、そういうことがあるかないかは私もわかりません。やはり就任したからにはぜひ最後まで全うしてもらおうということは大事なことかと思いますが、そういったやりとりもなさるのですか。

○金城武総務部長 当然に、委員を依頼するときには任期はいつまでとその場で御説明していますので、それをもって御本人も承諾するという手続をとるわけですから、当然、任期満了まで務めていただくということは前提で御説明をしているところでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今、又吉委員からもありました金城さんの件ですが、我々からすると、以前いた安里さんという委員は沖縄銀行の御出身。そして、この金城さんは琉球銀行ということで、流れ的には経済界というよりも金融界からの選任という流れが公安委員会の中ではあったと思いますが、任期を残して退任されると。何か理由的なものはそのほかにあるのですか。

○**金城武総務部長** 先ほども申し上げましたように、一身上の都合ということしか聞いておりません。

○**當間盛夫委員** 皆さんは多忙な中で公安委員会委員を務められている方々だと思いますが、以前、我々の定例会で公安委員会委員が出席をするという中で、ほとんど答弁がない分一答弁があるときにぜひ参加をさせてもらいたいという要望も出ていましたが、お忙しい方々でしょうからそういったところも一因的には何かあるのですか。

○**金城武総務部長** 推測になろうかと思いますが、非常に多くの団体の役職を兼ねているというお話は聞いております。そういう意味で時間的なものも含めて御多忙の中でのそういうことも、もしかしたら一因になるのかなということは我々としては推測しているところでございます。

○**當間盛夫委員** その中で今回、知念さんということで皆さんは提案されていますが、この知念さんは、今、何をされていますか。現在、どういう会社とか、どういう役職につかれているとか。

○**真鳥洋企人事課長** 今現在、琉球ゴーレックス株式会社の相談役をされております。

○**當間盛夫委員** これは知事が決められることになっているのかと思いますが、先ほど言った金融界の方が急に民間の琉球ゴーレックス株式会社についてはわかりませんが、どうして知念さんという経緯になったのですか。

○**金城武総務部長** 公安委員の選任に当たっては特定の分野といいますか、そういうものが特にあるわけではございませんが、御指摘のように金融機関から連続して任命していたという経緯がございます。ただ、今回につきましては、公安委員の選任に当たって公安委員の法的な要件も踏まえ、知念さんのこれまでのいろいろな日本青年会議所での副会頭や沖縄経済同友会の副代表幹事等々、この辺の経済界での実績とか、あるいは組織運営の手腕といいますか、そういうことを評価して知事が候補者として選考しているのかなというところでございます。

○**當間盛夫委員** 余り説得力がありません。ほかの皆さん—與儀さんはいろいろと行政関係、那覇市役所にもいらっしゃったというようなところがありまして、阿波連さんにしても法曹界の部分というところがありますが、今回に関しては全くそういう部分のものがなく個人的な部分で出てきたと。皆さんから言わせたら経済界からの推薦があったという形なのか、今は琉球ゴーレックス株式会社の相談役をやっているだけであって、経済界にもいらっしゃるわけでもない中でこういう形の推薦が上がってくるということ自体わからないですし、何を知念さんに期待しているのかが見えてこないのですが、それは知事が選ぶことですから、本当に公安委員会の職のものを—この人が皆さんが言う民主的運営と政治的中立性を確保するメンバーの一人ということを示し切れているのかというところがもう一つピンとこないのですが、その辺はどう我々に説得するのですか。

○**金城武総務部長** 委員から御指摘がありましたように3名の—例えば與儀委員でしたら行政の視点から、それから阿波連委員でしたら法律的な専門的な視点から、知念氏につきましてはこれまでの経済活動の経験を通じた視点といたしますか、そういう形で任務を—公安委員会の任務として、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務として都道府県警察を管理して、またその法律の規定に基づいてその権限に属せられる事務をつかさどるという形で規定されておりますが、この管理というのが大綱の方針—これは警察本部で警察の事務の運営の方向性といいますか、そういうものが示されておりますが、それをそれぞれの委員が—先ほど申し上げました、與儀委員は行政の視点から、阿波連委員は法的な視点、そして知念氏は経済活動を経験したいろいろな視点から方針に沿った施策を実施しているかを監督するといいますか、チェックしていくという立場であると理解しておりますので、知念氏につきましても経済的な活動の経験からその任務を担えるものと理解しております。

○**當間盛夫委員** こういう委員の任命のあり方というのはもう少し—これは我々が選ぶわけではなく、そのことは皆さんが提案するわけですから、我々がこういう選び方なのだというのをしっかりと理解できるような形で—これは前々から言われていますが、総務部には示してもらいたいと思っています。これも提言で終わっておきます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案沖縄県教育委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 説明資料の8ページをごらんください。

乙第32号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成29年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案しました照屋尚子氏は、平成24年に沖縄県特別支援学校PTA協議会会長に就任しており、教育に対する深い関心と熱意を持っておられます。

また、平成26年に沖縄県教育委員会委員に任命され、本県が抱える教育の諸課題の解決に取り組まれた経験及び実績が高く評価されております。

近年では、おきなわふくしオンブズマンとして障害福祉施設等の利用者からの相談業務に携わるなど、人格が高潔で教育に関しすぐれた識見を有していることから、教育委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て引き続き任命したいと考えております。

以上で、乙第32号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 先ほど公安委員会でも質疑させていただいたので。今回、照屋さんは継続ですよ。

○金城武総務部長 そのとおりです。

○當間盛夫委員 なぜ今回は継続ということが出てきたのですか。どこかの団

体から照屋さんのほうがふさわしいということがあったのですか。

○**金城武総務部長** 候補者の選考に当たりましては、沖縄県PTA連合会の役員を初め、新たな候補者の任命も視野に幅広く一応人選を行ったところでありますが、照屋氏のこれまでの活動実績に加えて、沖縄県特別支援学校保護者会から再任する要請等もございました。そのようなことも含めて最終的には知事が再任が適当であると判断したものでございます。

○**當間盛夫委員** どういう実績かわからないからですが、沖縄県の教育委員会含めて各市町村の教育委員会というのは不祥事だらけだとしか思っておりません。そういう中でいろいろな方々が沖縄県の教育委員会、教育に携わることのほうがいいのではないかと思っているところもありますので……。難しいです。こういう形で皆さんが選んできた方を我々がどうこう言うこと自体。ですから、この辺ももう少し、どこの団体からこういう分があつてと。教育委員会からも一そのことは皆さんがただ選んできたという話ではないはずですので、しっかりとその辺も出してきてほしいのですが。ただ資料にあるように、沖縄県特別支援学校のPTAを長年している—長年しているからいいという話でもないわけですので。これは答えようがないと思いますので、いいです。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○**又吉清義委員** やはり、教育委員会委員で沖縄全般にかかわる教育だと思いますので、例えばこの5名の方々の地域別。前から指摘していますが、偏りはありませんかと。具体的にこの5名の方々の出身はどちらの市町村ですか。

○**金城武総務部長** 現職委員の5名のうち、那覇市が3名、沖縄市が1名、宜野湾市が1名という状況でございます。

○**又吉清義委員** 人格であつたり、いろいろ適した方がいることは確かかもしれませんが、これからすると北部地区の方が非常に少ないのではないのかと。そういうことを考えた場合、やはりそういったところも入れるべきではないのかと。入れることによって学校現場で起きていること、そしていろいろな諸問題も生の声が聞こえる、そして教育委員会として反映することができるのではないかと思います。ぜひまたその辺等も—いろいろ条件が厳しいことも存じて

いますが、那覇市だけで3名というよりは、せめて那覇市を2人ぐらいにしてもらってばらすことにより地域の教育に対する現状が出てくるかと思えます。そういうこともぜひできるようにしてもらえませんかというのが私の提案ですが、いかがでしょうか。

○**金城武総務部長** 御提案はしっかり受けとめたいと思いますが、地域のいろいろな課題を吸い上げるという意味では確かにそういう視点も大事かと思っておりますが、今、委員の選任に当たっては個人の持っている人格・識見とか、いろいろな経験等含めてそういう形で選任をしておりますので、御提案はしっかりと受けとめたいと思っております。

○**又吉清義委員** そういったことを勘案しながらできる限り地域配分も考えるということをぜひやっていただきたいと思えます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成28年第40号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 総務部関係の陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が継続2件となっており、新規の請願及び陳情はござい

ません。

陳情の継続2件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、乙第16号議案損害賠償請求事件の和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○**中島寛警務部長** 乙第16号議案につきまして、お手元の資料損害賠償請求事件の和解等に基づき御説明申し上げます。

平成25年1月25日の夜、故障のため路肩に駐車していたトラックに、後方から進行してきた原動機付自転車が衝突し、原動機付自転車の運転手が死亡するという交通事故が発生しました。その後、平成28年7月19日に、死亡した原動機付自転車の運転手の妻とその子供が、トラック運転手ほか2名と沖縄県を被告とする損害賠償請求事件を提起しました。

原告らは、死亡事故の約3時間前に同じ現場で発生した交通事故の処理後、沖縄県が事故防止の措置をとらなかったことが事故発生の一因であると主張し、沖縄県としては過失責任はないとして係争中のところ、本年9月19日、那覇地方裁判所裁判官から沖縄県に対して、原告らに200万円の解決金、原告らの相続割合10分の7に応じて140万円、を支払う内容の和解を成立させることが相当であるとの和解勧告がなされました。

沖縄県警察としましては、県議会の同意を得た上で、裁判所からの和解勧告を受け入れ、和解に応じるべきものと考えております。

以上で、乙第16号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 本当に遺族の方には言葉ありませんが、原告が訴えているように第一事故の後、何らかの措置をすれば事故は避けられたのではないかと感じます。警告措置をとらなかったとなっておりますが、これは警察の業務上義務づけられていないのですか。

○中島寛警務部長 まず、説明をする前に亡くなられた運転手の方の御冥福をお祈りするとともに、御家族の方に謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

その上で委員から御質疑のありました件について、まず事故の概要と経緯から言及させていただきたいと思いますが、この事故は平成25年1月25日の夜11時ごろに発生しておりまして、エンジンの故障のため路肩にとめてあったトラックになります。場所的には、国道332号線的那覇空港から山下交差点に向かう垣花というところの付近らしいですが、そこでトラックがとまっていたと。そこに原動機付自転車一原付の運転手の方が衝突して亡くなられたという事案ですが、その約3時間前に同じような原付が衝突して、その運転手が左手の小

指を骨折するという事故が発生しています。論点としては一裁判になっていいますが、警察官の過失があるかどうかというところが論点になっていまして、過失があるということは何かといいますと、重大な結果が生じた、その結果を予見することができたのか、さらにその結果を回避することができたのか、そこが争点となっております。当時の状況を検証したところ、約90メートル後方からでも故障してとまっていた軽トラックが視認できたという状況があると。故障してとまっていたトラックですが、ここは2車線の道路でして、それぞれ3.5メートル、3.5メートルの道幅がございます。そして外側帯が1.5メートル左側にありますが、その軽トラックは外側帯から0.8メートルはみ出してといいますか、とまっている状態です。そういうのはみ出している部分はありますが第一通行帯及び第二通行帯は通行可能な状況であったと。実際の事故もブレーキ痕がないという状況があったこと、それと第一事故のけがをされた当事者の方も二十数メートル先から物体といいますか、軽トラは見えていたけれども後方にタクシーがあったのでそれに気をとられて結果的に左手をかすってしまったというような供述がありまして、そういったことを踏まえて現場の警察官としては、視認性であるとか第一事故がよそ見といいますか、そういうところがあった状況がございましたので、特段の措置は講じないという対応をとっていきまして、そういうことから裁判で我々は警察官のとった対応は過失ではなく適法であったという主張をしてきたところでございます。

○比嘉瑞己委員 説明はありがたいのですが、私が質疑しているのは一過失があったかどうかということは司法に任せるしかないと思いますが、警察業務として事故の車のレッカー移動だったり、反射板を設置する等の警告措置というものは義務づけられていないのかということです。

○梶原芳也交通部長 まず事故があった場合、基本的には事故の当事者が車を移動することになります。今回の事故につきましては、先ほど警務部長から説明があったとおり、基本的には前を見て運転をしていれば事故はないという部分と、今回対応した警察署の警察官等はここで過去に事故を扱ったことがない、要は、何カ年か勤務しているけれども全く事故がない、そして事故を起こした場合、基本的には次の事故を起こさないように適当な場所に移動するという義務がありますが、この運転手の場合は故障した関係で路肩に寄せているということで一応の措置はとっています。警察官としてもそこに行ったときに、これまでも事故がないところ、そして普通に走っているのであれば見えるので十分に通れるということで特段の措置は要らないのではないかと。措置をとらなく

でもその後の事故が起こるということはないのではないかと判断をしています。通常、事故があった場合に警察官が何らかの措置をするかといいますと、事故の当事者が誰もいない、そしてそれが今度はほかの交通に非常に迷惑になっている、危険になっているとか、動かす人がいないという場合には移動することができる—できる規定で、できるとなっています。今回の事故につきましては、そのように急いで車を動かさなくても、その後の事故というのではないかと判断のもとに特段の措置というのとはっておりません。ただ、そのときもこの車の運転手についてはトラックに会社名がありましたので、この車を早く動かそうということで会社名から電話番号を探して連絡をとりましたが、あいにく夜間ということもありまして連絡がとれずに結局車は動かなかったということになっております。

○比嘉瑞己委員 事前の皆さんの説明では、第二事故が発生したときにはいろいろ頑張ったけれども翌朝対応するということで運転手はいなかったと。当事者がいないわけですので、先ほどおっしゃったように警察としても何らかの措置をとることができる状況にあったと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○梶原芳也交通部長 先ほど申し上げましたが、今回の事故につきましては、現場の状況あるいはこれまでの発生状況等から特段の対応をしなくても事故は起きないのではないかと判断のもとにそういう対応をいたしました。ただ、今、委員から御指摘があるように、人が亡くなるという重大な結果が生じております。それにつきまして裁判所からも重大な結果が生じているので皆さんもそれについては何らかの措置をとるべきではないかという勧告等もございまして、今後につきましてはそういうことがないようにということで、現場に—もしもの話ですが、現場に当事者等がない、そしてその後に事故が発生するであろうとか、そういう場合につきまして警察官が対応できるときには警察官が対応しますし、仮に対応できないという場合はレッカー移動であったり、あるいは反射板といいますか、そういうものを今後はやっというと考えております。

○比嘉瑞己委員 第一事故が起きた時点で事故が起きているわけですので、これが起きないだろうという判断はちょっと疑問があります。今おっしゃった再発防止策を徹底することが大事だと思いますので、最後にもう一度その点について決意を述べてください。

○中島寛警務部長 まさに今、委員がおっしゃられました、運転手の方が亡くなられるという非常に重大な結果になっているということ、かつ裁判所からも警察の対応に関して疑問が払拭できないということで、趣旨として過失が全くないと言えないという指摘がありますので、我々警察としてもその点については重く受けとめ、こうしたことが二度と起きないようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今もう和解をされるということで、交通部長から今後のあり方について検討していきたいとありましたが、どういう形でのものが可能と考えられていますか。

○梶原芳也交通部長 これにつきましては今回、裁判所からの勧告等もございましたので、私どものほうで各警察署に対しましては、今回こういう事案があったと。これについては警察の対応についても考えるところがあるというような御指摘等もございましたので、各署については指示をしました。1点目が、通常、事故が起きたら当事者がいますよね。当然、当事者が片づけないといけません。その当事者に必ず片づけなさいという指導は当然行います。当事者がいない場合は関係者に連絡をとって早目に片づけなさいという連絡をなさいます。それができない場合には連絡がつくまでの間、できる限り現場警察官において交通整理をしますが、警察というのは110番通報が常時入ってまいりますので、そういうときにはどうしても現場を離れないといけないという事態が生じます。そういう場合に、今、パトカーには全て反射板を載せていますが、この反射板を置いて後続の車等々が追突しないように措置をなさいますという指示はしております。またそれでも対応が厳しい場合には、本署の交通課と調整してどのような対応をしたほうがいいのかということを確認した上で、その現場において一番適切な措置というのを考えて対応なさいますという指示をしております。

○當間盛夫委員 あの場所は通勤含めてほとんど毎日通る場所でもあります。夜間になると通りが広いといえますか、広い分、逆に死角になるのかということもあります。現実、今、観光バスの待機場がなかなかないということで、

時間設定によっては観光バスなどが車線—今言う路肩というよりは、車線にとまったりとか、ちょっと過ぎた高架の車線部分で待機をするという、時間的には1時間、2時間という話ではないですが、そういった部分もあったりしてドライバーから危ないという指摘を受けた場所でもありますので、ぜひまた皆さんからも駐車される場合の注意を促してもらいたいと思っております。これは提言として終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成28年第166号外1件について、審査を行います。

ただいまの陳情について、警察本部警務部長及び同警備部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、陳情平成28年第166号の記の2及び陳情第46号について、警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明いたします。

お手元の陳情等の処理概要等をごらんください。

1ページの陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の2及び3ページの陳情第46号平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の2につきましても、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第166号の記の2を除く部分について、警備部長の説明を求めます。

高塚洋志警備部長。

○高塚洋志警備部長 1ページの陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の1、3、4につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○渡久地修委員長 警備部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔に願ひいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよう願ひいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成28年第37号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、秘書防災統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明を願ひいたします。

大城壮彦秘書防災統括監。

○大城壮彦秘書防災統括監 ただいま委員長からありましたように、本日午前に発生しました米軍機事故の対応のため知事公室長が出席できませんので、池田、大城の両統括監で対応させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料（知事公室）に基づき御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表がございます。

知事公室所管の陳情は、継続15件、新規1件となっております。

まず、継続審査となっております陳情15件につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

説明資料2ページをお開きください。

継続となっている陳情平成28年第48号放射能公害被害者に人権の光を求める陳情につきまして、変更がございます。

説明資料4ページをお開きください。

修正した箇所につきましては下線で示しており、読み上げて御説明いたします。

項目3の2段目後半部分に時点修正がございます。

お手元に配付しております資料では363人となっておりますと思いますが、正しくは平成29年11月1日現在359名が正しい数字となります。

おわびして、訂正をお願いします

続きまして、説明資料の16ページをお開きください。

陳情第70号消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する陳情につきましては、第1段落後段部分「検討を始めたところです。」から「検討を行っているところです。」に修正しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の26ページをお開きください。

陳情第135号災害時避難所施設整備事業に関する陳情につきましては、都道府県は、災害対策基本法第4条に基づき、市町村等の事務または業務の実施の支援やその総合調整を責務としており、沖縄県では災害時の避難勧告・避難準備情報の周知支援や自衛隊への災害派遣要請等を行っております。一方、市町村は、災害対策基本法第5条第1項において、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有すると規定されております。西原町は、上記規定に基づき西原町地域防災計画を策定し、同計画の中で自主防災組織の活動拠点等を整備し、避難ルート及び避難ビルの整

備を明記しています。今回要請のある避難所施設整備については、当該計画の観点から西原町において検討する必要があると考えており、県においても必要な助言・指導を行ってまいります。

以上、知事公室の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○**渡久地修委員長** 秘書防災統括監の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の各陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策についてに係る沖縄県及び全国の不発弾処理及び対策の現状についてを議題といたします。

ただいまの議題について、秘書防災統括監の説明を求めます。

大城壮彦秘書防災統括監。

○**大城壮彦秘書防災統括監** お手元には資料1と資料2の2種類が配付されていると思いますので、順次説明をいたしたいと思います。

県内の不発弾の処理状況の近況及び県の今後の処理方針等について御説明をいたします。

まず資料1、今年度の不発弾の処理回数についてですが、4月から10月末ま

での7カ月で27回実施されており、そのうち住民避難を伴うものは11回ございました。全国においては、総務省所管の不発弾等処理交付金事業を事例に挙げますと、平成25年度から平成28年度の4年間の間にわずか4回のみの実施となっております。

次に、資料2をごらんください。

不発弾処理件数についてですが、左下に表2の1というグラフがありますが、平成28年度実績—これを陸上自衛隊の処理分で比較いたしますと、全国の処理件数が1379件、そのうち沖縄県が607件で全国の約44%を占め、処理重量については右下の表2の2をごらんください。全国で42.1トン、そのうち沖縄県が25.6トンで約61%を占めており、他府県に比べても突出しております。

次に、今後の処理方針について述べますと、不発弾処理事業においては予算の増額及び担当課の組織体制の強化に取り組んでまいりたいと思います。また、不発弾処理事業の増加に伴い磁気探査業界の技術者不足が生じていることから、その改善に取り組んでまいります。

以上、県内の不発弾の処理状況の近況と今後の処理方針等について御説明いたしました。

○渡久地修委員長 秘書防災統括監の説明は終わりました。

これより、沖縄県及び全国の不発弾処理及び対策の現状について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今、これからの部分ということで予算の増額のお話がありましたが、平成29年度の不発弾全般の予算というのは大体28億円だと思っておりますが、どれぐらいでしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長 平成29年度の予算は、30億9161万8000円となっております。

○當間盛夫委員 内訳ですか、大規模だとか、住居だとか、いろいろとありますよね。それも簡潔にもしわかりましたら。

○上原孝夫防災危機管理課長 不発弾の事業は6事業ございますが、それぞれ述べさせていただきます。まず不発弾処理工事、これが215万5000円。2番目に広域探査発掘加速化事業、これが16億1735万9000円。次に保安管理事業、これは不発弾の保管庫の管理ですが1822万3000円。あと市町村支援事業ということで2億8792万4000円。あと特定処理事業、これは不発弾が見つかったときに処理をする事業ですが7995万7000円。あと最近特にふえていますが住宅等開発磁気探査支援事業、これが10億8600万円となっております。

○當間盛夫委員 最後の住宅関係が10億円までと。以前、なかなか市町村とのものがかみ合わなくて、当初は執行額が乏しかったという形がありましたが、今、聞くところによると予算が足りないということで、今年度のものは終わったという話を聞くのですが、これは状況はどうなっていますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 まず、住宅等開発磁気探査支援事業については一ちなみに、平成28年度は4億8200万円を確保していましたが、我々の見込みとして随分多くなるだろうということで10億円余りにしたところです。ですが、このところ住宅の着工やホテルの着工、大型の病院とか、そういったところの着工がふえていまして、もう既に予算を使う見込みになっているところがございます。今、新規の申請については受け付けができていない状況でございます。

○當間盛夫委員 これはもう受け付けない。今年度—平成29年度は3月31日までありますが、新規のものは受け付けないということなのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 現時点では予算を全て使う見込みということで、予算が足りないということで受け付けがちょっと無理だということでございます。

○當間盛夫委員 流用といいますか、組みかえでどうできるのかということがありますが、全体的な予算からしたらその分では30億9000万円もあるわけですよ。そして今、急激にいろいろな住宅をつくられる方々、民間も周知ができてきて、この金額にもなっているはずですので、ぜひこの辺は予算の組みかえを含めながら一待つわけにはいかないはずでしょうし、つくるのを待ってくださいとか、例えばホテルとかそういった民間の部分でも予算がないから次年度にしてくださいというようなことにもならないと思いますので、その辺の

予算の組みかえとか、何か考えていますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 これまでも予算の組みかえとかをやっております。現時点で予算を95%執行しているということで、広域探査発掘加速化事業とかそういった別の予算からもし回せるのでしたら回したいと思っていますので、ぎりぎりのところまで予算の流用とかを検討していきたいと思っております。

○當間盛夫委員 この辺は沖縄の負の遺産といいますか、処理に70年かかるということがあるわけですから、今度30億円という予算ではありますが、ぜひこれは財政当局に話をしながらでも補正予算を組むとか、そういう形というのはとれないのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 不発弾の事業については、国庫が8割、県が2割とかでやっている事業が多いのですが、県だけで全部を持つというのはちょっと厳しいところもありまして、どうしても国庫頼みになるということもございます。国庫についてはこれまで増額や年度途中で補正を組んだりという実績はございませんので、ちょっと無理かなということで考えております。

○當間盛夫委員 この辺は自民党の中川幹事長にお願いして、国庫の補正の増額はやっていないということですが、やってみることはできるのではないかと考えておりますので、やったことがないからやらないではなくて、やはりこれは沖縄の戦後の問題ですので、ぜひ前向きにそういった部分を国とも調整しながらその分での補正を組んで皆さんがそのことを待つことがないようにやったほうがいいのではないかと思います。その辺はどうですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 先ほどもちょっと申し上げましたが、財務省とかにも交渉しないといけないとかもございまして、我々が直接ではなく内閣府を介してということになります。その辺は相談をさせていただきたいと思っております。

○當間盛夫委員 ぜひ検討して、国にこれはお願いだからと。我々もどうあるかということをしつかりとやっていきますので、組みかえしても需要があるということであれば、ぜひこの組みかえのものも早目にして予算づけしていただければありがたいと思っています。これは提言、意見として終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 今、當間委員から質疑がありましたが、実際に現場では不発弾の磁気探査ができないので、工事や事業ができないという要請が我々にも来ていますが、これは実際に何件あって、どういったものなのか、これは理論武装しないと予算を増額させる理由がないですよね。要するに、理論武装して理屈をつくって、こういう事業がとまっているのだという理論武装をしないと、その予算増額に充てられるかということでごちゃごちゃと聞かせてください。

○上原孝夫防災危機管理課長 住宅等開発磁気探査支援事業については、今年度230件以上受け付けしておりましたが、現時点で153件だけ交付決定できるという状況で……。今は153件ぐらいしか交付決定できていなくて、それよりオーバーするものについては、次年度以降早期に交付できるようにしたいと思っております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から予算額に対して幾ら足りないのか、1件当たりの所要額は幾らかを答弁するよう指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

上原孝夫防災危機管理課長。

○上原孝夫防災危機管理課長 平成29年度の住宅等開発磁気探査支援事業は、先ほども申し上げましたが10億8600万円になっております。それで受け付けが今時点で230件来ていまして、そのうち153件については交付決定されているということです。住宅についてはちょっと難しいのですが、1件当たり六十何万円とか、そういう100万円もいかない案件もあったり、1件で数億円というものもございまして、1件当たり幾らという平均がなかなかとれなくて、予算を立てるのに苦労している状況です。

○中川京貴委員 この優先順位はどうやって決めていますか。申請順にやっているのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 受付順ということになっています。申請があつてすぐ簡単にポンと受け付けということではなくて、申請があつた時点で一我々の審査業務を業者に委託していますが、チェックして全部書類が完璧に整つた時点で正式に受け付けしているということで、それで順位を決めているというところでございます。

○中川京貴委員 2つ教えてください。申請があつて、書類が整って、「はい。許可します。」と言って磁気探査するまでの期間がどれだけなのか。それと先ほど答弁した1件につき1億円を超えるというのは、どういう事業なのか教えてください。

○上原孝夫防災危機管理課長 先ほど答弁した100万円もいかないものについては、受け付けをしてから2週間程度で交付決定ということになります。大型案件については豊見城の病院とかございましたが、数億円ということで書類チェックとかも相当時間がかかったりして、そういったところは2週間ではできないというところもございまして、ケース・バイ・ケースでちょっと長くなるという場合がございます。

○中川京貴委員 今、この230件をこなすために予算がどれだけないといけないのかという形で資料でできませんか。

○澤岷昌行防災危機管理課班長 受け付けされるまでの流れとして、まず市町村で受け付けされて、この受付票というのがこちらに来まして、前もって何件来るということを予測しながら予算も見据えてやっています。11月30日時点でちょうど230件ぐらい受け付けていまして、現在もまだ受け付けていますが、今は平成30年度予算での交付でいいよという方々の申請のお手伝いをさせていただいています。その中で230件以内に間に合った方々の申請は、審査業務をやっている施行管理の方々と毎日調整しながら早目に書類が整えられるように頑張っているところだと思います。それで来た順に予算内で調整しながらも予算がなくなったら終わりだということも伝えながら今やりとりをしているところです。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 資料がまだ理解できませんが、この資料1と資料2で処理件数の数字が違うと思いますが、これは交付金の交付が関係して数字が違うのか、ちょっと説明をお願いします。

○上原孝夫防災危機管理課長 資料1の2で全国の事例と書いてあるのはあくまでも総務省の不発弾等処理交付金事業を使っている実績ということで、平成28年度は1件だけあったという意味で、資料2については自衛隊で処理している件数とか処理量になっていまして、これは本土でも民間の工事とかやった場合に不発弾とかが出てきたりしますので、そういう場合のものが全体として入っているということです。

○比嘉瑞己委員 平成28年度でいうと、自衛隊の資料では沖縄県は607件ですが、交付金を使ったのはそれとはまた別に何件かあるという理解なのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 資料2にある数字というのは、沖縄県で607件の処理をしたという実績なのですが、資料1の上を書いてある27回とか11回とかは自衛隊が……。

不発弾については公共事業とか民間事業で見つかる場合もございますし、あとそういった事業ではなくてたまたま浜を歩いていたら見つかるとか、そういった発見弾というものもございますし、そういったものの数量全部を処理するというものが自衛隊のところに書かれております。

○比嘉瑞己委員 資料1でお話しさせてください。全国を見ると交付金を使った処理件数というのは過去4年間で4件—1件ぐらいしかないというところで、一方、沖縄ではこれは27件になるのでしょうか。年度は違いますが、その前後の多くの処理があるということです。そういった意味ではこの交付金というのは、沖縄の使う割合が多いという理解でいいのですか。沖縄で使っている交付金の状況—パーセントというのは出るのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 総務省の事業の交付金というものは、不発弾処理の50%を交付するということになっていっていますが、沖縄県は内閣府を通して我々独自で不発弾等の処理事業ということで6事業分の予算—30億円余りとおっておりまして、我々としては総務省の事業費は交付率が低いということで、県独自の不発弾処理事業費ということで予算確保をしているところです。

○比嘉瑞己委員 そういった意味で、今、委員会で条例をつくろうとしているわけですが、皆さんとしても全国一律で比べられてしまうと、今後予算の確保も難しくなるという、そういった危機感はありますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 もし条例が制定されれば、不発弾の処理とかについて県がちゃんとするところがしっかり法整備されますので、そういった意味では予算が確保しやすくなるのかと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 資料1を改めて見て、住民避難を伴う不発弾処理（陸上）とありますが、陸上の場合、周辺に住宅があればもちろん住民避難が伴いますが、10月一日付ははっきり覚えていませんが、宮古の港湾での不発弾処理もありました。ですから、陸上自衛隊だけの不発弾処理ではなくて、海上自衛隊の不発弾処理についても自衛隊の皆さんはみんな危険を覚悟しながら処理しているわけですから、そういったものの資料もぜひ添付していただきたいということがありますが、どうでしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長 海上自衛隊のデータについては入手が困難ということで、今回、陸上自衛隊だけのデータを掲載させていただいております。

○仲田弘毅委員 これは海上自衛隊沖縄基地隊とか、そういったところをお願いすればいつでもすぐに資料は手に入るとお思いますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

先ほど、不発弾処理事業の6種類の中に建物の住宅建築の補助助成がありますよね。沖縄県の広報でほとんど毎日広告が流れているのですが御存じですか。

○大城壮彦秘書防災統括監 直接見たことはありませんが、周知を図っていくためにも広報の必要性がありまして、そういった意味では広報を図っているのかと思いますが、直接見たことはありません。

○仲田弘毅委員 このことはぜひ県には迅速に対応していただきたい。もう予算がないから受け付けませんという対応の仕方と、最寄りの市町村、自分たち

地域の担当課へ行って早目に申し込んで県に上げてくださいという、広告とは裏腹なことが実際に今起こっているわけです。予算がないから。ですから、そういった対応を県は県として各市町村としっかりとコネクションもとって、意気込んで新しい建物、新しい住宅に住みたいと家族で頑張っているところに、今、予算がないので磁気探査ができませんと。そうなってくるともちろん着工もできないですし、家の完成ももちろん遠のくわけですよ。そういったところをしっかりと県から一コマーシャルでいいことだけ言って、どんどんやってください。県は対応しますというのではなく、やはりであるものはであるとおり、予算が今こういった状態—先ほど防災危機管理課長からお話がありましたが、この30億円の総予算の中から振りかえでできる予算があればそれに対応していきたいと。こういったものでできるのであればそのことも伝えてぜひ頑張っていたきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 仲田委員や多くの委員から出ておりますが、予算がなくて受け付けができないとなった場合に、家をつくるときというのは磁気探査をしない限り建物がつくれないわけですよ。

○上原孝夫防災危機管理課長 強制的に磁気探査をさせるという仕組みではなくて、不安解消という意味で我々の事業を使っているというところですよ。

○又吉清義委員 これが義務なのかと思ってちょっと驚いていますが、このように予算をオーバーしているということがわかったのは、いつの時点でわかったのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 11月半ばごろでございます。

○又吉清義委員 11月半ばということですが、やはりこれは早目に対応すべきだろうということで、義務ではないから予算がないからやるなということで万が一爆発したら、これはどこの責任になるのかということも大変だと思います。実は、国民健康保険に一名前は忘れましたが、どういう予算があるかというと、国民健康保険は3月までに予算を組んで、予算が足りないから病院に行

かないでくださいということはやりません。前もって皆さんは国と相談して前倒しの予算をとりますよね。そういう予算もやるべきだと思います。そうしないと本当に大変なことになると思います。今、予算がないからどのようにしてやろうかということですが、国民健康保険も予算が—お金がないので病院に行かないでくださいということはありませんし、システム的にはちゃんと前年度の予算に入れる—前倒しといいですか、名前は忘れましたが、正直に言って行政からすると見積もりをミスったということで恥ずかしい予算ですが、しかしそういう手法もやって進めるべきだと思います。なおかつ、今、市町村で受け付けをしてこれから県に上がってくるということ自体—今、県で230件ですか。市町村でまだ受け付けをしているものがあると思いますので、これは230件では終わらないと思います。現時点で何件あるのか正確な数字をつかむべきだと思いますが、正確な数字はつかんでおりませんか。

○上原孝夫防災危機管理課長 11月30日時点で市町村で受け付けされているものが230件を超えているのではないかとということになっています。

○又吉清義委員 ですから、11月30日で受け付けされているのが230件ということですが、その後、例えば逆に県が市町村にこれ以上受け付けをしないのでやらないでくださいという指令を出しているのか、その辺等も明確ではないですが、ただし県民からしたらこれは納得のいくものではないと思います。これをどのようにクリアするか、やはり解決しないと、今後例えば1件でも予算がなくてつくったときに何かあった場合、これは好ましいことではないと思いますが、どう思いますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 大分予算が苦しくなってきましたので、予算の補正を組めるかどうか国と相談させていただきたいと思います。

○又吉清義委員 ぜひ、いかにしたら解決できるか、これはみんなで頑張りましょう。ぜひお願いします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、沖縄県及び全国の不発弾処理及び対策の現状についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ及び沖縄県不発弾等条例（素案）に対する各会派の検討状況について確認を行った。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成28年第67号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、継続陳情が7件となっております。

なお、継続陳情7件に係る経過・処理方針等につきましては、前回の9月定例会時点から変更はございませんので、今回は説明を省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、出納事務局関係の陳情第93号の審査を行います。

ただいまの陳情について、会計管理者の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城玲子会計管理者。

○大城玲子会計管理者 出納事務局に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理方針から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、出納事務局に関する陳情案件について御説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡久地修委員長 会計管理者の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 前回これが上がってきたときに、この陳情が出ている背景をしっかりと調べて力を合わせて解決するべきものだと思いますというような内容のことを話したのですが、今現在、先ほど申し上げたこの陳情が出てきた背景について十分に理解がされているかどうか答弁をお願いします。

○照屋政秀物品管理課長 前回の委員会が終わりました、委員会の中でも組合とも話し合いをしたらどうかというお話がありましたので、それを受けて11月

の初めに組合の理事長、副理事長、それから専務理事の方も含めてお話を伺いました。その中で物品管理課としては、まず物品管理課が所管している物品調達基金による印刷物の発注について一応御説明しまして、平成28年度実績で99%が県内業者への発注をしているということを改めて説明いたしました。残りの1%に関しても県内に支店のある業者ということで、準県内業者という扱いをしていて、ほぼ100%物品管理課が扱っているものについては県内業者への発注を行っていますというお話をさせていただきました。その中で組合からは、組合が県外発注という話をしたものについては、県の外郭団体への印刷物の発注のことだということで、物品管理課が扱っているものではないということのお話はされてきました。

○花城大輔委員 この外郭団体に対して、県側から陳情の内容を受け入れられるような指導なり、助言なりということはどうでしょうか。

○大城玲子会計管理者 実はこの陳情につきましては項目が幾つかございまして、外郭団体に関する部分については経済労働委員会に付託されておりまして、商工労働部で外郭団体にも協力を要請するような動きが、今あると聞いております。

○花城大輔委員 そこまで話が進んでいるのであれば、この要望に対して満額回答をするぐらいのことができないのですか。そんなに無理難題を言われているような感じがなくて、業界の切実な悩みをここに上げてきていると思うのですが、いかがですか。

○照屋政秀物品管理課長 この件に関しても話し合いの中で意見交換をしまして、県としては最低制限価格の設定対象額の引き下げについては来年度予算で予定価格の積算を補助するための補助ソフトの導入を、今、予定しているということをお話しさせていただきました。その中でソフトを導入したからすぐできるというものでもなくて、今、低予算でやっているものとのすり合わせとか、それを次年度一平成30年度でやって、それをやった中で組合とも来年度の年末あたりに再度話し合いをするということで話をしています。ただ、こちらが1点気にかけているところは、オープンカウンター方式との話もありましたが、このオープンカウンター方式の実績では、96%ほとんどの組合員の方が受注しているという状況で、これに最低制限価格をこちらで一方的にかけてしまうと失格になってしまうと。今までとれていたところがとれなくなるという状況も

また出てくるので、それについても組合とも話をし、実際、受注をしている組合員の方からも話を聞きながら、それもあわせて来年度の年末あたりにどのようなやり方が一番いいのかということを進めていきたいということで、組合の方ともお話しして理解をいただいていると思っています。

○花城大輔委員 また組合とも話をする機会があるということなのでここではこれ以上とやかくは言いませんけれども、若干理解しているところで乖離があるような気がしますので、しっかりと進めていただけたらと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、出納事務局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、乙第3号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第5号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 5 件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第 1 号議案、乙第 2 号議案、乙第 3 号議案、乙第 4 号議案及び乙第 5 号議案の条例議案 5 件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第 16 号議案損害賠償請求事件の和解等について及び乙第 28 号議案当せん金付証票の発売についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 2 件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第 16 号議案及び乙第 28 号議案の議決議案 2 件は、可決されました。

次に、乙第 31 号議案沖縄県公安委員会委員の任命について及び乙第 32 号議案沖縄県教育委員会委員の任命についての 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 2 件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第 31 号議案及び乙第 32 号議案の同意議案 2 件は、これに同意することに決しました。

次に、甲第 1 号議案平成 29 年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情26件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程等について協議した結果、日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりの案で決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修